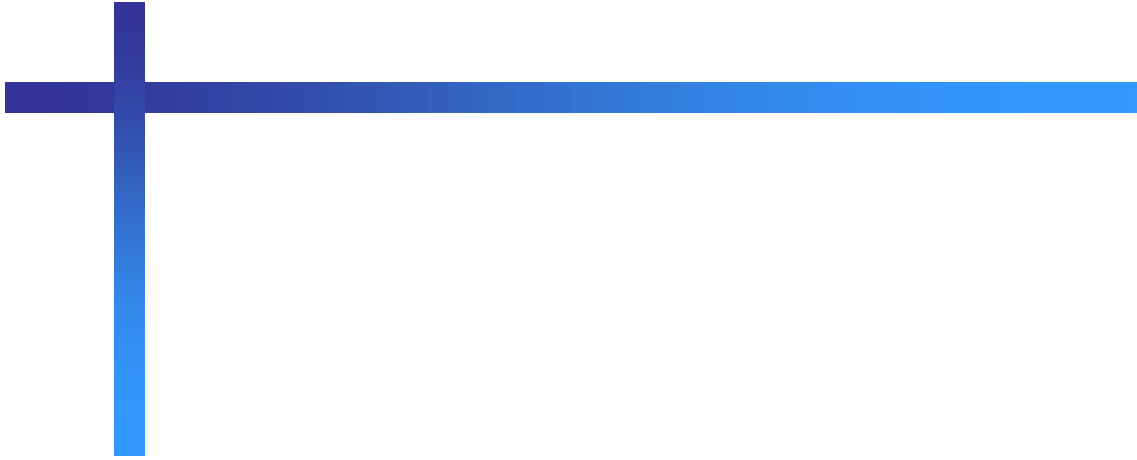


速報・令和6年度税制改正大綱

(2023年12月14日公表)

目次

1	法人課税	P. 3
2	国際課税	P. 27
3	消費課税	P. 35
4	個人所得課税	P. 41
5	資産課税	P. 59
6	納税環境整備	P. 70
7	地方税	P. 75



1. 法人課税

賃上げ促進税制の拡大及び延長

改正のポイント

- 企業分類について、従前の「大企業」が「大企業」と「中堅企業」に区分されます。
- 中小企業に対しては、繰越控除制度(5年間)が創設されます。
- 人的投資に対する要件が見直されます。
 - ・女性活躍支援・子育て支援をした企業の上乗せが創設されます。
 - ・教育訓練費増加の要件は緩和されましたが、少額の増加では適用できなくなります。

解説

	【改正前】	【改正後】
企業分類		
女性活躍支援等	—	【認定要件】(プラチナ)くるみん or (プラチナ)えるぼし
教育訓練費	大企業 + 20%、中小企業 + 10%	【緩和】大企業及び中堅企業 + 10%、中小企業 + 5%

適用時期

令和6年4月1日以後開始する事業年度より適用となります。

賃上げ促進税制の拡大及び延長 適用要件

改正のポイント

- 控除額が段階的に見直され、大企業・中堅企業は最大控除率35%、中小企業は最大控除率45%に引き上げられます。

【改正前】				
	継続雇用者給与総額	控除率	教育訓練費 +20%	合計最大 30%
大企業	+3%	15%	5%	20%
	+4%	25%		30%
中小企業	雇用者給与支給額	控除率	教育訓練費 +10%	合計最大 40%
	+1.5%	15%	10%	25%
+2.5%	30%	40%		

【改正後】					
	継続雇用者給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10% かつ当期の給与総額の+0.05%以上	女性活躍 子育て支援 【新設】	合計控除率 最大35%
大企業	+3%	10%	5%	5%	20%
	+4%	15%			25%
	+5%	20%			30%
	+7%	25%			35%
中堅企業	+3%	10%	5%	5%	20%
	+4%	25%			35%
中小企業	雇用者給与支給額	基本控除率	教育訓練費 +5% かつ当期の給与総額の+0.05%以上	女性活躍 子育て支援 【新設】	合計控除率 最大45%
	+1.5%	15%	10%	5%	30%
+2.5%	30%	45%			

賃上げ促進税制の拡大及び延長 その他の留意点

実務上の留意点

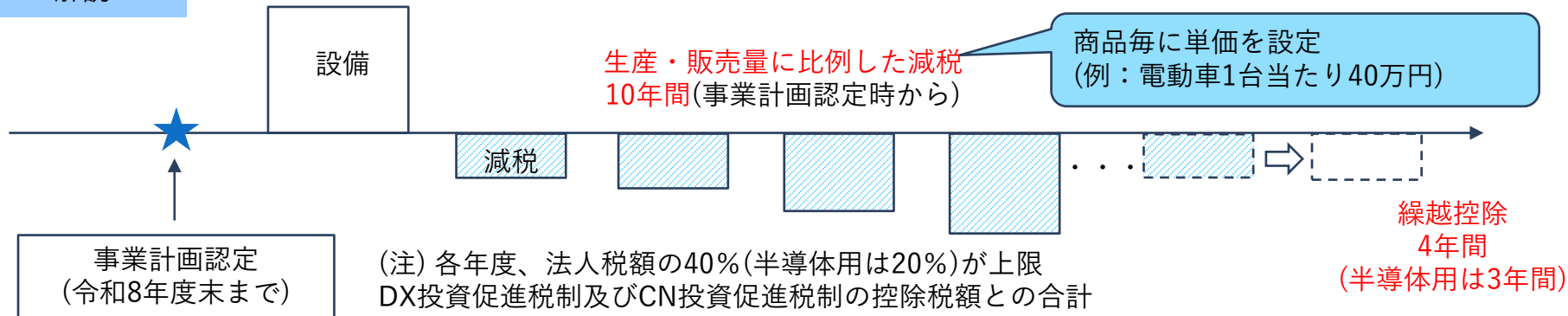
- 新設された中堅企業に該当するかの判断では、常時使用する従業員の数が2,000人以下であるか否かの他、その法人とその法人との間にその法人による支配関係がある法人の常時使用する従業員の数が1万人を超えるかどうかの判定も必要となるため、グループ会社の従業員数を適切に把握する必要があります。
- 税額控除の限度額は変更がなく、法人税額の20%が限度となります。
- 中小企業の控除額の繰越については、5年間の繰越控除の適用年度において、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超えている必要がありますので、注意が必要です。
- 教育訓練費増額の上乗せの適用については、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上という要件が加わりましたので、注意が必要です。
- マルチステークホルダー方針の公表が必要な企業の範囲が一部拡大しております。
- 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度についても、適用期間が3年間延長されておりますが、雇用安定控除額との調整は引き続き注意が必要です。
- 中小企業者等については、法人住民税の計算にも適用があります。
- (プラチナ)くるみんと(プラチナ)えるぼしについては、厚生労働省の認定となります。

戦略分野国内生産促進税制①

改正のポイント

- 国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる分野(GX・DX・経済安全保障)における国内投資を促進するため、生産・販売量に比例して法人税額を控除する戦略分野国内生産促進税制が創設されます。

解説



適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 青色申告書を提出する法人であること ② 産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けること ③ 産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得等をして、国内にある事業の用に供すること
税額控除	<p>次の①と②のうちいずれか少ない金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額 ② 産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額(既に本制度の税額控除の対象となった金額を除く。)

適用時期

産業競争力強化法の事業適応計画の認定の日以後10年以内の日を含む各事業年度に適用されます。

戦略分野国内生産促進税制②

改正のポイント

- 産業競争力基盤強化商品の対象となる商品及び単位あたり控除額は下表のとおりとなります。
- なお、産業競争力基盤強化商品生産用資産を事業の用に供した日以後7年を経過する日の翌日からは控除額が段階的に引き下げられます(8年目：75%相当額、9年目：50%相当額、10年目：25%相当額)。

解説

半導体	マイコン 半導体	28-45nm相当	1.6万円/1枚
		45-65nm相当	1.3万円/1枚
		65-90nm相当	1.1万円/1枚
		90nm以上	7千円/1枚
	パワー 半導体	ウエハーが主としてけい素で構成	6千円/1枚
		ウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成	2.9万円/1枚
	アナログ 半導体	イメージセンサー	1.8万円/1枚
その他		4千円/1枚	
電動車	軽自動車でない電気自動車及び燃料電池自動車	40万円/1台	
	上記以外	20万円/1台	
鉄鋼	—	2万円/1トン	
基礎化学品	—	5万円/1トン	
航空機燃料(SAF)	—	30円/1リットル	

実務上の留意点

- 以下①～③の要件全てに該当する場合、当該年度について税額控除は適用されません。
- ① 所得金額が対前年度比で増加、
 - ② 継続雇用者給与等支給額が対前年度増加率1%未満、
 - ③ 国内設備投資額が当期の減価償却費の4割以下

イノベーションボックス税制の創設①

改正のポイント

- 研究開発拠点としての立地競争力強化のため、国内で自ら研究開発した知的財産権から生じる一定の所得について、所得控除を認める措置が新たに設けられます。

解説

- 青色申告書を提出する法人が、国内で自ら研究開発した知的財産権から生じる一定の所得について、30%の所得控除が行われます。

- **所得控除額の算出方法**

下記イ、ロのうちいずれか少ない金額の30%に相当する金額について、所得控除が行われます。(注1)

イ

特許権譲渡等取引
に係る所得の金額



下記合計額に含まれる適格研究開発費(注2)の合計額
当期以前に生じた研究開発費のうち、その特許権譲渡等取引に係る
特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額

ロ

当期の所得総額

- **特定特許権等(対象知的財産権)**

特許権及び人工知能関連技術を活用したプログラムの著作権で一定のもの。
(令和6年4月1日以後に取得又は制作をしたものに限ります)

- **特許権譲渡等取引(対象所得)**

特定特許権等の譲渡所得、ライセンス所得。
(海外への譲渡に伴う譲渡所得及び関連者(注3)からの所得を除きます)

イノベーションボックス税制の創設②

解説

(注1) 令和9年4月1日前に開始する事業年度において、当期において行った特許権譲渡等取引に係る特定特許権等のうちに令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日前に開始した研究開発に直接関連するものがある場合には、前項の金額は次の算式により計算されます。

当期において行った特許権譲渡等取引に係る
所得の金額の合計額

×

下記合計額に含まれる適格研究開発費の合計額
当期、前期及び前々期において生じた研究開発費の金額の合計額

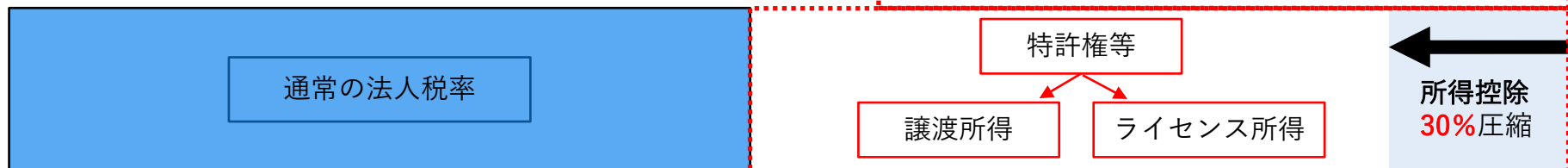
(注2) 「関連者」は、移転価格税制における関連者と同様の基準により判定します。

(注3) 「適格研究開発費」とは研究開発費のうち、特定特許権等の取得費及び支払ライセンス料、国外関連者に対する委託試験研究費並びに国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費の額以外のものをいいます。

(注4) 本制度の適用において、法人が関連者に対して支払う特定特許権等の取得費又はライセンス料が独立企業間価格に満たない場合には、独立企業間価格によることとし、国内の関連者に対してこれらの費用を支払う場合には、所要の書類を作成し、税務当局からの求めがあった場合には遅滞なく提示し、又は提出しなければならないこととします。

【イノベーションボックス税制の効果イメージ図】

■ : 課税所得全体 ■ (点線) : イノベーションボックス税制対象所得



適用時期

令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用となります。

研究開発税制

改正のポイント

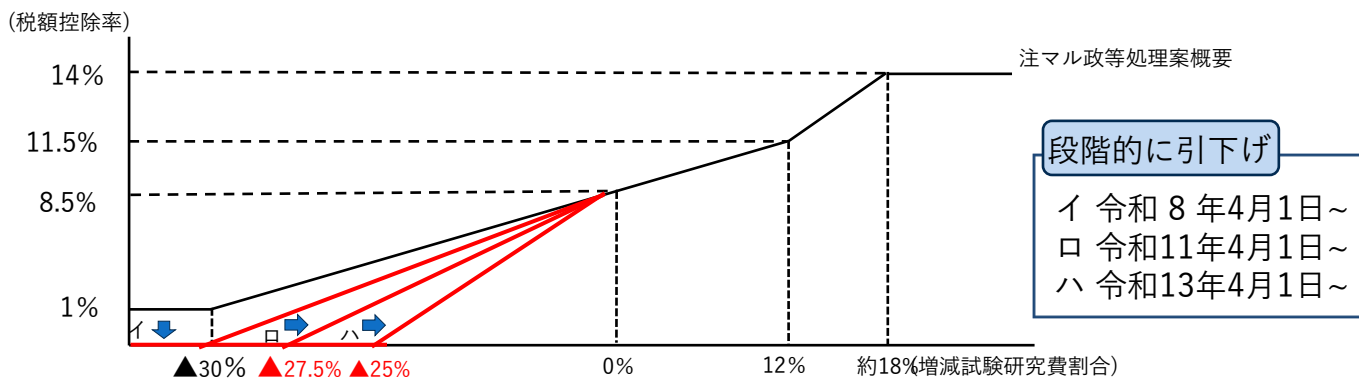
- 研究開発税制は、研究開発を行う企業が法人税額(国税)から試験研究費の一定の割合を控除できる制度です。国内投資に消極的な企業に対してディスインセンティブ措置により行動変容を促すため、研究開発税制について次の見直しが行われます。
 - ・ 一般試験研究費の額に係る税額控除率の見直し
 - ・ 試験研究費の範囲の見直し

一般試験研究費の額に係る税額控除率の見直し

	【改正前】	【改正後】
税額控除率	① 増減試験研究費割合 > 12%の場合 $11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$ (14%上限) ② 増減試験研究費割合 ≤ 12%の場合 $11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$ (1%下限)	① 増減試験研究費割合 > 12%の場合 変更なし ② $0\% \leq$ 増減試験研究費割合 ≤ 12%の場合 $11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$ ③ 増減試験研究費割合 < 0%の場合(控除率の段階的な引下げと撤廃) イ 令和8年4月1日~令和11年3月31日までの間に開始する事業年度 $8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 8.5/30$ ロ 令和11年4月1日~令和13年3月31日までの間に開始する事業年度 $8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 8.5/27.5$ ハ 令和13年4月1日以後に開始する事業年度 $8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 8.5/25$

試験研究費の範囲の見直し

制度の対象となる試験研究費の額から、内国法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る試験研究費の額が除外されます



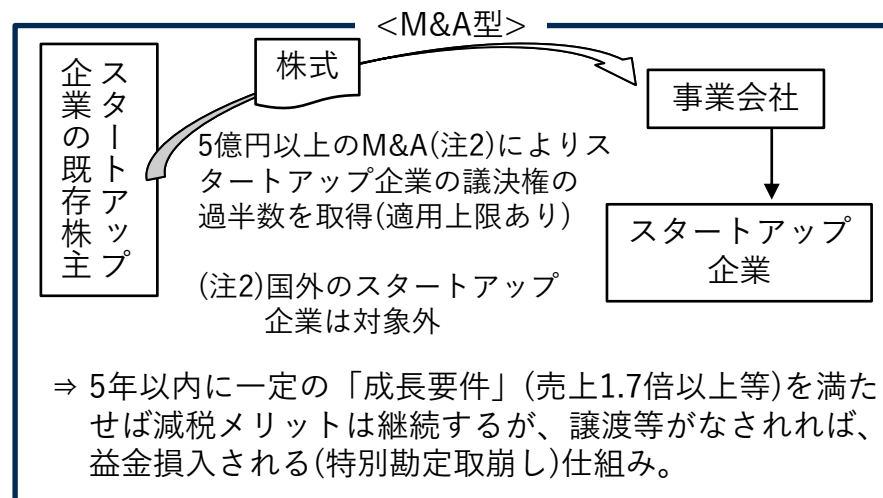
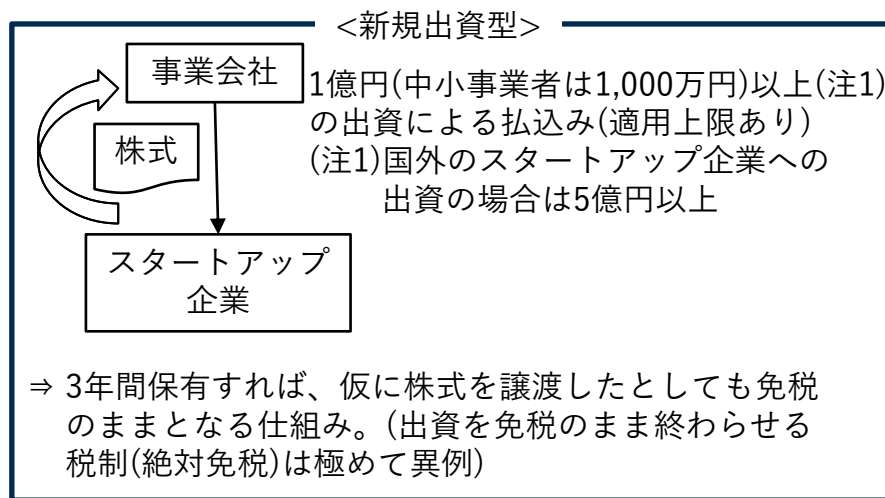
オープンイノベーション促進税制

改正のポイント

- 事業会社がスタートアップ企業の株式を取得した場合、一定の要件の下、株式取得価額の25%相当額の所得控除を認める措置(オープンイノベーション促進税制)の適用期限が2年間延長されます。

解説

- オープンイノベーション促進税制は、新規出資型とM&A型の2種類あります。株式取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理したときは、所得基準額(上限125億円)を限度として損金の額に算入され、取得後、一定の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して、益金の額に算入されます。



	【改正前】	【改正後】
適用期限	令和6年3月31日まで	令和8年3月31日まで

特定税額控除規定の不適用措置の見直し

改正のポイント

- 収益が拡大しているにもかかわらず、賃上げや国内設備投資に消極的な大企業に対して、積極的な経営判断を促す働きかけを強化する観点から一定の要件を満たさない場合には、試験研究費の税額控除制度等の租税特別措置法に係る税額控除制度の適用を制限する特定税額控除規定の不適用措置について、適用期限が3年間延長されます。さらには、対象となる大企業の要件も見直されます。(以下の表【改正後】①~③のすべてを満たす企業)

解説

要件	【改正前】	【改正後】
① 所得金額	対前年度比で増加	同左
② 継続雇用者の給与等支給額 (注1)	<ul style="list-style-type: none">イ 資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上で、前年度が黒字の場合に給与等支給額の対前年度増加率が1%未満の場合ロ イ以外の大企業にて給与等支給額が前年度以下の場合	<ul style="list-style-type: none">イ 資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上で、前年度が黒字の場合に給与等支給額の対前年度増加率が1%未満の場合ロ 常時使用従業員数が2,000人超で、前年度が黒字の場合に給与等支給額の対前年度増加率が1%未満の場合ハ イ及びロ以外の大企業にて給与等支給額が前年度以下の場合

(注1)継続雇用者給与等支給額に係る要件を判定する場合に、給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」に看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務提供の対価の額は含まれません。

特定税額控除規定の不適用措置の見直し

要件	【改正前】	【改正後】
③ 国内設備投資額	イ 国内設備投資額が当期の減価償却費の3割以下の場合	<p>イ 以下のいずれかに該当する大企業で国内設備投資額が当期の減価償却費の4割以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金が10億円以上かつ常時使用従業員数が1,000人以上で、前年度が黒字の場合 ・常時使用従業員数が2,000人超で、前年度が黒字の場合 <p>ロ イ以外の大企業にて国内設備投資額が当期の減価償却費の3割以下の場合</p>

不適用措置の対象となる特定税額控除規定

- ・研究開発税制
- ・地域経済牽引事業の促進区域内における投資促進税制
- ・5G導入促進税制
- ・デジタルトランスフォーメーション投資促進税制
- ・カーボンニュートラル投資促進税制

適用期限

【改正前】 令和5年度末 → 【改正後】 令和8年度末

交際費等の損金不算入制度

改正のポイント

- 交際費等の損金不算入制度について、適用期限が3年延長されます。
- 交際費等の範囲から除外される飲食費等の金額が、一人当たり**10,000円以下**に引き上げられます。

解説

	【改正前】	【改正後】
損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準(一人当たり)	5,000円以下	10,000円以下
接待飲食費に係る損金算入の特例	接待飲食費の額の50%に相当する金額が損金算入 (注)資本金100億円超の法人は除外されます。	
中小法人に係る損金算入の特例	損金算入額は、下記のいずれかの金額となります。 ① 交際費等の額のうち、飲食その他これに類する行為のために要する費用の50%に相当する金額 ② 交際費等の額のうち、800万円に該当する事業年度の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額	3年延長されます。

適用時期

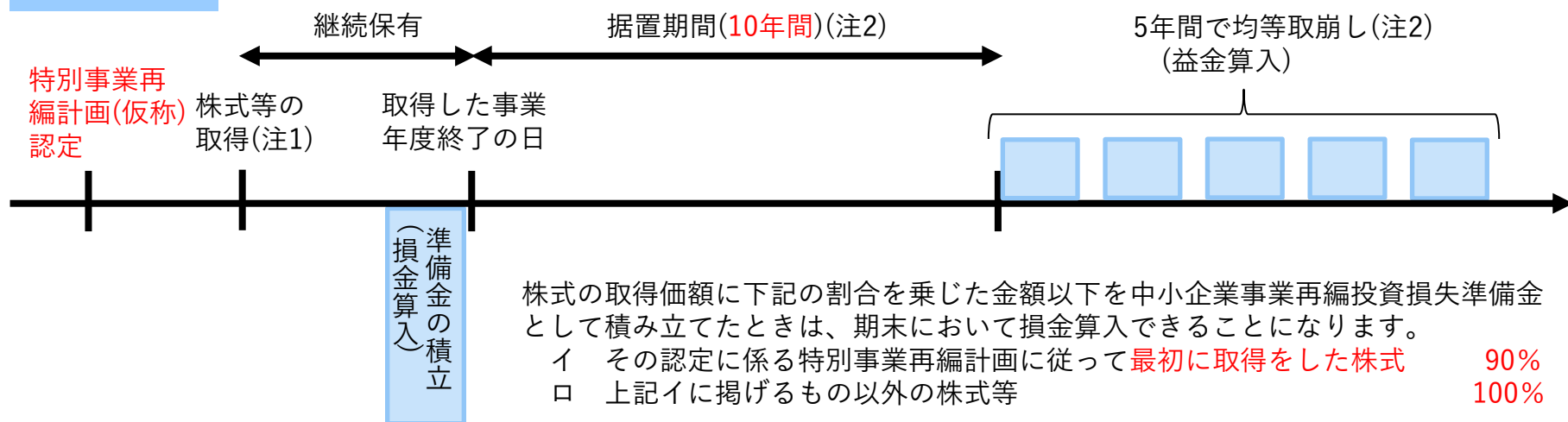
損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準の改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用されます。

中小企業事業再編投資損失準備金制度

改正のポイント

- 中小企業事業再編投資損失準備金制度について、特別事業再編計画(仮称)の認定を受けるなど一定の要件を満たした場合、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入(90%又は100%)できる措置が加えられます。
なお、現行の中小企業事業再編投資損失準備金制度は、一定の表明保証保険契約を締結している場合を除き、適用期限が3年延長される見込みになります。

解説



(注1)株式等の取得価額が**100億円超又は1億円未満**である場合及び**一定の表明保証保険契約を締結している場合を除きます。**

(注2)取得した株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩して、益金算入されます。また、株式等の取得をした事業年度後にその事業承継等を対象とする**一定の表明保証保険契約を締結した場合等には、その全額を取り崩して、益金算入**されます。

実務上の留意点

事業承継を対象とする一定の表明保証保険契約を締結している場合には、中小企業事業再編投資損失準備金制度を適用できないことになります。

暗号資産の期末時価評価課税

改正のポイント

- 法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で、譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、原価法・時価法のいずれかの評価方法を法人が選定できるようになります。
- 評価方法を選定しなかった場合には、原価法により計算した金額が期末における評価額となります。

解説

- 下記の要件に該当する暗号資産を「譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産(以下、「譲渡制限)」といいます。
 - ① 他のものに移転できないようにする技術的措置がとられていること等その暗号資産の譲渡についての一定の制限が付されていること。
 - ② 上記①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表させるため、暗号資産交換業者に対して上記①の制限が付されている旨の通知等をしていること。
- 原価法と時価法

	【改正前】	【改正後】
譲渡制限(自己発行継続保有(注1)を除く)	時価法	原価法又は時価法(注2)
(参考)譲渡制限かつ自己発行継続保有	原価法	同左

(注1)自己の発行する暗号資産でその発行の時から継続して保有するもの

(注2)評価方法を選択しなかった場合は原価法

実務上の留意点

評価方法について各暗号資産の種類ごとに選定し、その暗号資産を取得した日の属する事業年度に係る確定申告の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に届け出なければなりません。

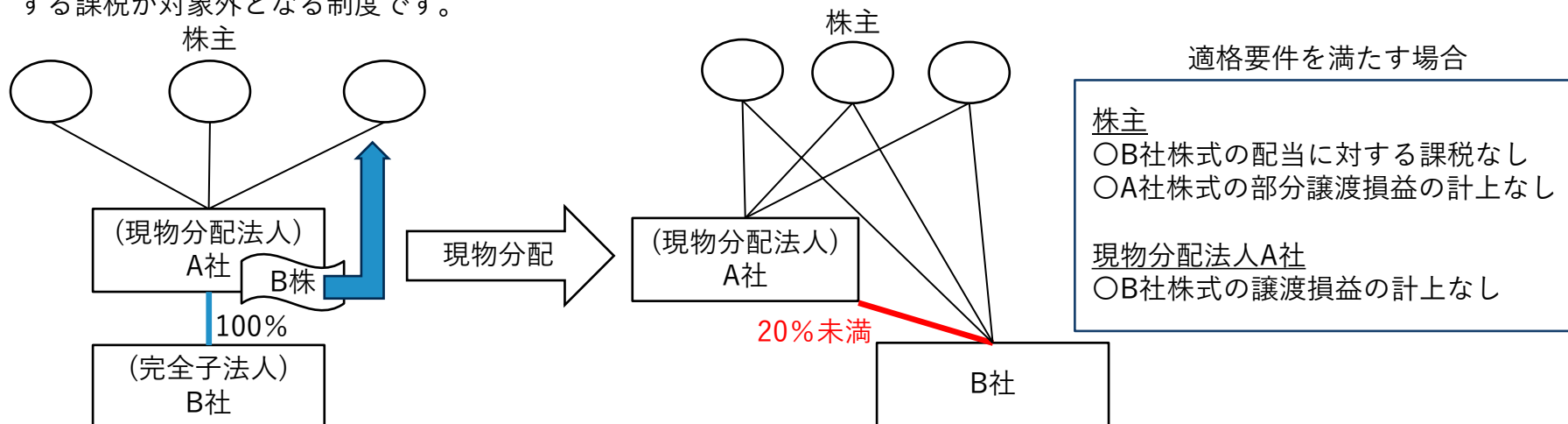
パーシャルスピノフ税制(認定株式分配に係る課税の特例)

改正のポイント

- 令和5年度税制改正で新設された認定株式分配(パーシャルスピノフ)について、一定の見直しを行った上で、適用期限が4年延長されました。

解説

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとされ、その現物分配で現物分配法人に20%未満の持分を残す場合においても、一定の要件を満たすものは、適格株式分配に該当し、譲渡損益や配当に対する課税が対象外となる制度です。



	【改正前】	【改正後】
主務大臣による認定事業再編計画の内容の公表時期	認定日	認定日からその計画に記載された事業再編の実施開始日
適格株式分配に該当するための要件の追加	—	完全子法人が主要な事業として新たな事業活動を行っていること

適用時期

令和10年3月31日までに認定を受けた法人に適用されます。

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

改正のポイント

- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、適用期間が2年延長された上、中小企業者が適用を受けた場合の税額控除率が引き上げられました。
- 事業適応計画の認定要件における事業所等の炭素生産性向上率について見直しが行われました。

解説

- 青色申告書の提出があり令和8年3月31日までに認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受けた法人が、生産工程効率化等設備又は需要開拓商品生産設備をその認定を受けた日から3年以内に取得等をした場合には、その取得価額につき税額控除又は特別償却のいずれかの適用を受けることができます。
- 改正後の税額控除率及び特別償却率

対象法人	炭素生産性向上率	税額控除率	特別償却率
中小企業者	17%以上	14%	50%
	10%以上17%未満	10%	
中小企業者以外の法人	15%以上	5%又は10%注	

※温室効果ガスの削減に著しく資するもの等

- 炭素生産性向上率の見直し
 - ・ 事業適応計画の認定要件における炭素生産性向上率について、改正前の7%以上から15%以上(中小企業者は10%以上)に引き上げられました。
 - ・ 中小企業者以外の法人が生産工程効率化等設備の取得等をする場合の税額控除率の引き上げ(10%)の要件となる炭素生産性向上率が改正前の10%以上から20%以上に引き上げられました。

実務上の留意点

令和6年4月1日前に認定の申請を行い同日以後に対象資産を取得した場合は、改正前の制度が適用されます。

欠損金の繰戻し還付制度の不適用措置の延長

改正のポイント

- 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻し還付制度の不適用措置について、その適用期限が2年延長されます。

解説

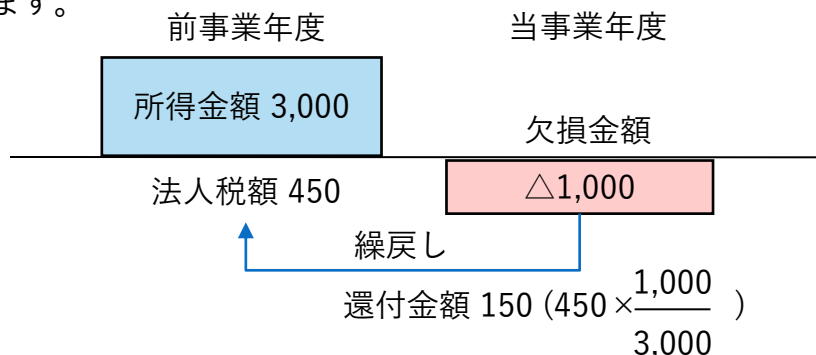
○ 制度の概要

青色申告書を提出する法人で、事業年度に欠損金額が生じた場合には、その欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に繰戻して法人税の還付を請求できます。

【還付金額の計算式】

$$\text{前事業年度の法人税額} \times \frac{\text{当事業年度の欠損金額} \times}{\text{前事業年度の所得金額}}$$

※分母の額を限度



○ 改正内容

	【改正前】	【改正後】
中小企業者等以外の法人に欠損金額が生じた場合の欠損金の繰戻し還付制度の適用が停止される事業年度の終了日	令和6年3月31日まで	令和8年3月31日まで
銀行等保有株式取得機構の欠損金額が本制度の不適用措置の対象から除外される期間		

(1) 中小企業者等

①普通法人のうちその事業年度終了の時における資本金の額等が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの ②公益法人等又は協同組合等 ③法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされる法人 ④人格のない社団等

(2) 中小企業者等以外の法人で欠損金の繰戻し還付の適用を受けることができるもの

①清算中に終了する事業年度の欠損金額 ②解散等の事実が生じた場合の欠損金額 ③災害損失欠損金額 ④銀行等保有株式取得機構の欠損金額

中小企業経営強化税制の対象資産の見直し

改正のポイント

- 制度の対象となる特定経営力向上設備等のうち、デジタル化設備(C類型)について、2種類の資産が対象から除外されます。

解説

【中小企業経営強化税制の概要】

中小企業者等が平成29年4月1日から令和7年3月31日までの間に、特定経営力向上設備等の取得等をして、国内にあるその中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、即時償却又はその取得価額の7%(注1)の税額控除ができます。

(注1)中小企業者等のうち、資本金等の額が3,000万円以下のいわゆる特定中小企業者等については、10%

なお、特定経営力向上設備等の類型のうちの一つである「デジタル化設備(C類型)」とは、デジタル化技術を用いた「遠隔操作」「可視化」「自動制御」のいずれかを可能とする設備であることについて、経産省の確認を受けたものを指します。

【改正後にC類型から除外される設備】

設備の種類	【改正前】	【改正後】
農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律(仮称)の生産方式革新実施計画(仮称)の認定を受けた農業者等が取得等をする農業の用に供される設備	C類型に該当	除外される
生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等に係るスマート農業技術活用サービス事業者(仮称)が取得等をする農業者等の委託を受けて農作業を行う事業の用に供される設備	C類型に該当	除外される

実務上の留意点 所得税についても同様とされます。

特別償却等に関する複数の規定の不適用

改正のポイント

- 特別償却等の対象となる減価償却資産につき、他の税制との重複適用不可に関する規定に一定の見直しが行われます。

解説

【現行制度】

法人の有する減価償却資産が当該事業年度において次に掲げる規定のうち2以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該減価償却資産については、いずれか1の規定のみを適用することとされています。(租税特別措置法第53条)

No.	規定の内容(一部抜粋)	根拠条文
(1)	沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	租税特別措置法第42条の9
(2)-1	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	租税特別措置法第42条の6
(2)-2	国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	租税特別措置法第42条の10
(3)	(2)に掲げる規定に係る準備金方式による特別償却	租税特別措置法第52条の3

【現行制度の問題点】

不適用措置について、**事業年度が異なる場合に関する取り扱いの明文規定**がありません。

【改正後】

特別償却等に関する複数の規定の不適用措置について、**異なる事業年度であっても**、法人の有する一の減価償却資産につき特別償却等に関する上記の制度のうち、複数の制度の適用はできないこととされます。

実務上の留意点 所得税についても同様とされます。

中小企業倒産防止共済事業に係る措置の適用制限

改正のポイント

- 中小企業倒産防止共済事業に係る基金に充てるための掛金について、一定の場合に該当したとき、損金不算入となります。

解説

【現行制度の概要】

法人が、各事業年度において、長期間にわたって使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるものを支出した場合には、確定申告書への明細書の添付(別表10(7))を要件に、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されることとなります。

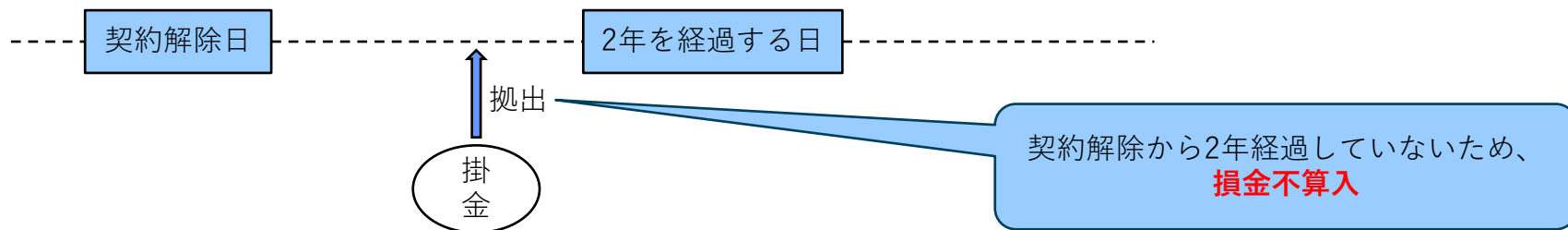
中小企業倒産防止共済事業の具体的事項として、経営セーフティ共済が挙げられ、その掛金は一定の範囲内で自由に選択することができます。

【改正後】

共済契約の解除をした後に同共済契約の再契約をした場合には、**解除の日から2年を経過する日までの間に支出する当該共済契約の掛金は、損金の額に算入されない**こととなります。

【取引のイメージ】

○タイムテーブル



実務上の留意点 所得税についても同様とされます。

適用時期 令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用となります。

少額減価償却資産の損金算入の特例について

改正のポイント

- 少額減価償却資産の損金算入の特例について、適用期限を2年延長することとされました。
- 適用対象から除外される法人が追加されました。

解説

【概要】

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産(以下「少額減価償却資産」といいます。)を平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。
なお、下の図のように、適用対象から除外される法人が追加されました。

【改正前】	【改正後】
この特例の対象となる法人は中小企業者または農業協同組合等で、青色申告法人(通算法人を除きます。)のうち、常時使用する従業員の数が500人以下(令和2年3月31日までの取得などについては、1,000人以下)の法人(以下「中小企業者等」といいます。)に限られます。	左記の対象法人から電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提出しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が300人を超えるものが除外されます。

実務上の留意点 所得税についても同様となります。

事業再編促進機械等の割増償却制度について

改正のポイント

- 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度は令和6年3月31日をもって廃止されます。

解説

【改正前】	【改正後】
<p>青色申告法人で農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編事業者であるものが、認定事業再編計画に係る実施期間内において、その認定事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械及び装置、建物及びその付属設備並びに構築物の取得等をして、その法人の事業再編促進対象事業の用に供した場合には、供用期間でその用に供している期間に限り、その法人の事業再編促進機械等の普通償却限度額の40% (建物及び付属設備並びに構築物にあたっては45%)の割増償却ができるとされていました。</p>	<p>左記の制度が令和6年3月31日をもって廃止されます。</p>

実務上の留意点 所得税についても同様となります。

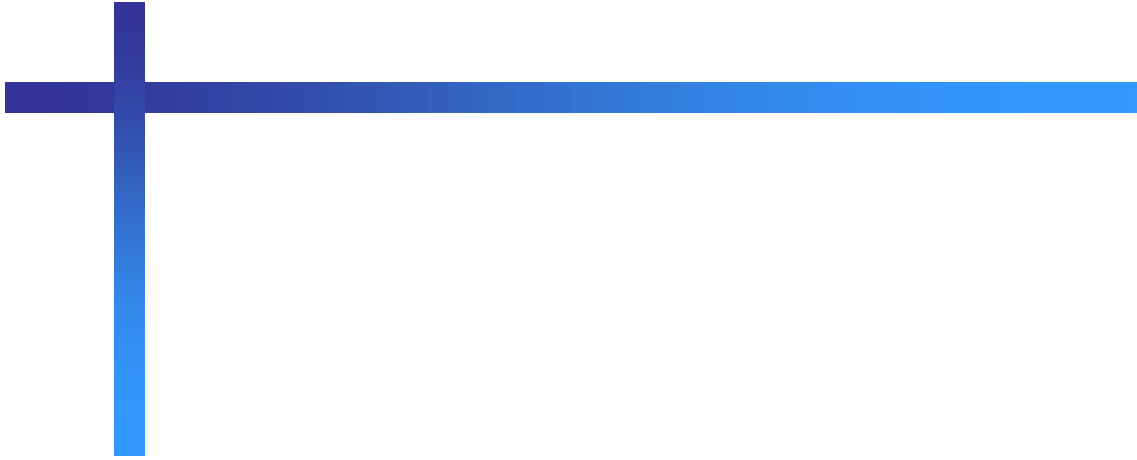
公益法人等の収益事業に係る課税についての見直し等

改正のポイント

- 公益法人等の収益事業に係る課税について、
 - ① 一部の事業が収益事業から除外されます。
 - ② 収益事業から除外される公的医療機関に該当する病院等を設置する農業協同組合連合会が行う医療保健業の要件について見直しが行われます。

解説

	【改正内容】
①収益事業から除外される事業	<ul style="list-style-type: none">イ 広域的運営推進機関が電気事業法の広域系統整備交付金交付等業務として行う金銭貸付業ロ 国民健康保険団体連合会が一定の者(国又は地方公共団体等)から委託を受けて行う請負業でその委託が法令の規定に基づき行われるものである等の一定の要件に該当するもの
②見直しが行われる、収益事業から除外される公的医療機関に該当する病院等を設置する農業協同組合連合会が行う医療保健業の要件	<ul style="list-style-type: none">イ 特別の療養環境に係る病床数の割合に係る要件について、その割合が療担規則及び薬担規則並び療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等における特別の療養環境の提供に関する基準に適合していることとします。ロ 社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの要件を加えます。ハ その他所要の措置を講じます。



2. 国際課税

国際最低課税額に対する法人税等の見直し

改正のポイント

- 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等について、次の見直しを行うこととなります。

解説



【法人税】

- ① 構成会社等がその所在地国において一定の要件を満たす自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合には、その所在地国に係るグループ国際最低課税額を零とする**適用免除基準**を設ける。
- ② 国籍構成会社等が自国内最低課税額に係る税を課されている場合には、グループ国際最低課税額の計算において**その税の額を控除**する。
- ③ 個別計算所得等の金額から除外される一定の所有持分の時価評価損益等について、特定多国籍企業グループ等に係る**国又は地域単位**の選択により、個別計算所得等の金額に含める。
- ④ 導管会社等に対する所有持分を有することにより適用を受けることができる税額控除の額(一定の要件を満たすものに限る)について、特定多国籍企業グループ等に係る**国又は地域単位**の選択により、調整後対象租税額に加算する。
- ⑤ 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度について、特定多国籍企業グループ等報告事項等を、**提供義務者の区分**に応じて必要な事項等に見直す。
- ⑥ 外国税額控除について、次の見直しを行う。
 - イ 次に掲げる外国における税について、外国税額控除の対象から除外する。
 - a 各対象会計年度の**国際最低課税額**に対する法人税に相当する税
 - b 外国を所在地国とする特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に対して課される税(グループ国際最低課税額に相当する金額のうち各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税の**課税標準とされる金額以外の金額**を基礎として計算される金額を課税標準とするものに限る)又はこれに相当する税
 - ロ 自国内最低課税額に係る税について、**外国税額控除**の対象とする。
- ⑦ その他所要の措置を講ずる。

外国子会社合算税制の見直し

改正のポイント

- 外国子会社合算税制において、一定の要件を満たす場合は、その事業年度における収入割合要件の判定が**不要**となります。

解説

【法人税】

制度	【改正前】	【改正後】
外国子会社合算税制における ペーパー・カンパニー特例に係る収入割合 要件について 外国関係会社の事業年度に係る収入等がない 場合	収入割合要件の判定が必要	収入割合要件の判定が 不要
居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊 関係株主等である内国法人に係る外国関係 法人に係る所得の課税の特例等の関連制度	収入割合要件の判定が必要	収入割合要件の判定が 不要

【地方税】

個人住民税、法人住民税及び事業税について、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例(いわゆる「外国子会社合算税制」)等の見直しに関する国税の取り扱いに準じて所要の措置を講ずる。

過大支払利子税制 超過利子額の繰越期間の延長

改正のポイント

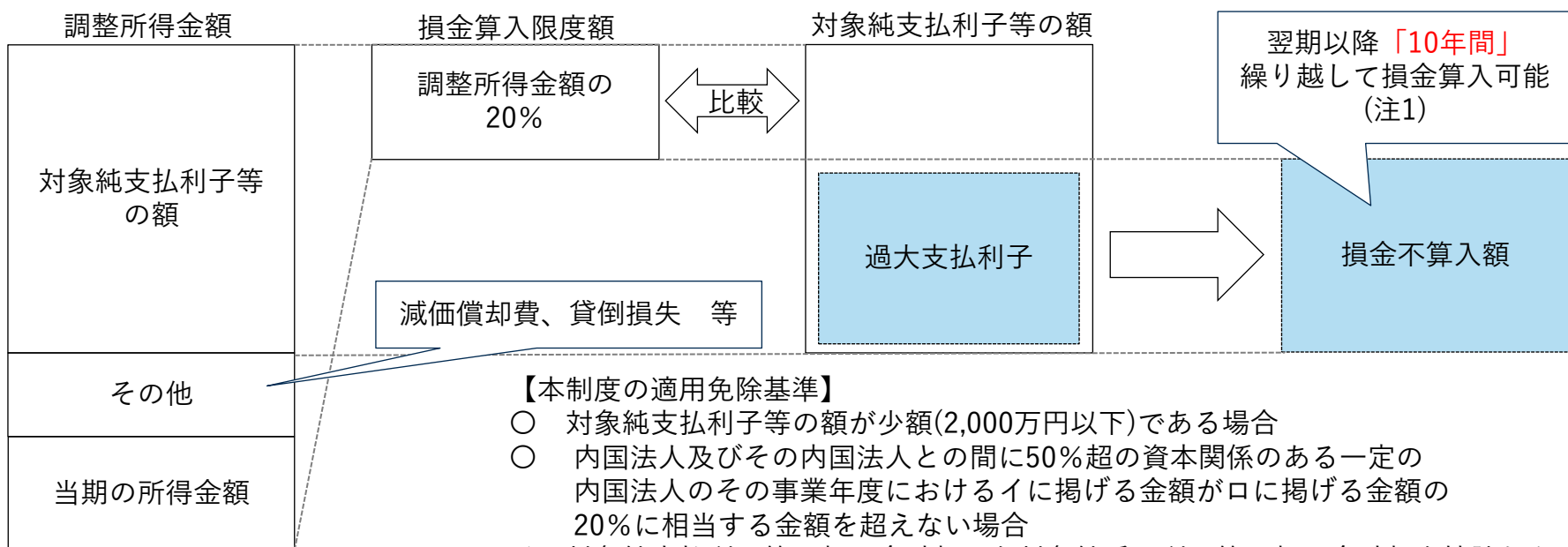
【改正前】

対象純支払利子等に係る課税の特例(いわゆる「過大支払利子税制」)の適用により損金不算入とされた金額(以下「超過利子額」という。)の損金算入制度について、超過利子額は「7年間」繰越可能。

【改正後】

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始した事業年度に係る超過利子額は「10年間」繰越可能。

解説



【本制度の適用免除基準】

- 対象純支払利子等の額が少額(2,000万円以下)である場合
- 内国法人及びその内国法人との間に50%超の資本関係のある一定の内国法人のその事業年度におけるイに掲げる金額がロに掲げる金額の20%に相当する金額を超えない場合
- イ 対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額の合計額を控除した残額
- ロ 調整所得金額の合計額から調整損失金額の合計額を控除した残額

財務省：「過大支払利子税制の概要」より抜粋

(注1)令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始した事業年度に係る超過利子額が対象となります。

適格現物出資の対象範囲及び対象資産等の内外判定の見直し①

改正のポイント

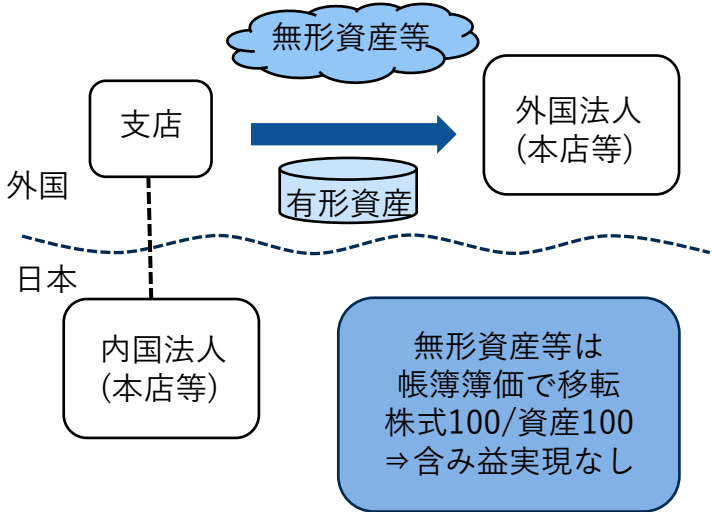
- 内国法人が外国法人の本店等に無形資産等の移転を行う現物出資について、適格現物出資の対象から除外されます。

解説

下記の例は、無形資産等について、帳簿価額100・時価200として記載しております。

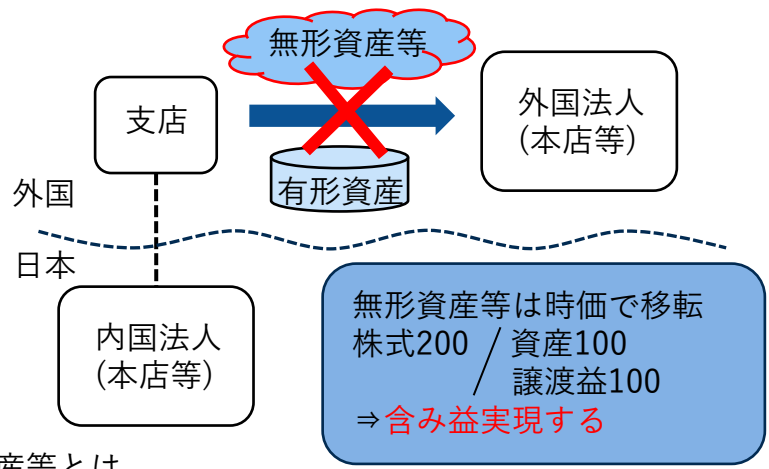
【改正前】

国外資産等の移転
➡ 適格現物出資の対象
(帳簿価額で譲渡したものとされる)



【改正後】

国外資産等の移転
➡ 適格現物出資の対象
(注)無形資産等~~を~~移転する場合は適格現物出資の~~対象外~~
(時価で譲渡したものとされる)



無形資産等とは、工業所有権その他の技術に関する権利等及び著作権等の資産で、独立の事業者の間で通常取引の条件に従って譲渡、貸付等が行われるとした場合にその対価が支払われるべきものをいう。

適格現物出資の対象範囲及び対象資産等の内外判定の見直し②

改正のポイント

- 現物出資により移転する資産等の内外判定について、改正されます。

解説

- 適格現物出資への該当性の判定要素のひとつである資産等の内外判定について、下記のとおり改正されます。

	【改正前】	【改正後】
国内資産等	国内にある不動産等その他 国内にある事業所に属する資産 (外国法人の発行済株式等の総数の100分の25以上の数の株式を有する場合におけるその外国法人の株式を除く。)又は負債	内国法人の 本店等 又は外国法人の 恒久的施設を通じて行う事業に係る資産 (外国法人の発行済株式等の総数の100分の25以上の数の株式を有する場合におけるその外国法人の株式を除く。)又は負債
国外資産等	国外にある事業所に属する資産 (国内にある不動産等を除く。)又は負債	内国法人の 国外事業所等 (国外にある恒久的施設に相当するもの等)又は 外国法人の本店等を通じて行う事業に係る (国内にある不動産等を除く。)資産又は負債

改正により、現物出資により移転する資産等の内外判定について、「事業所」ではなく、外国税額控除制度や国内源泉所得課税において用いられている「法人の本店等」及び「恒久的施設(PE)」によることとなります。この対応により、内外判定の執行上の安定を図るほか、外国法人に対し我が国の課税権が及ぶか否かの判定と一致することになります。

適用時期

- ①②ともに、令和6年10月1日以後に行われる現物出資について適用されます。

子会社株式簿価減額特例の見直し①

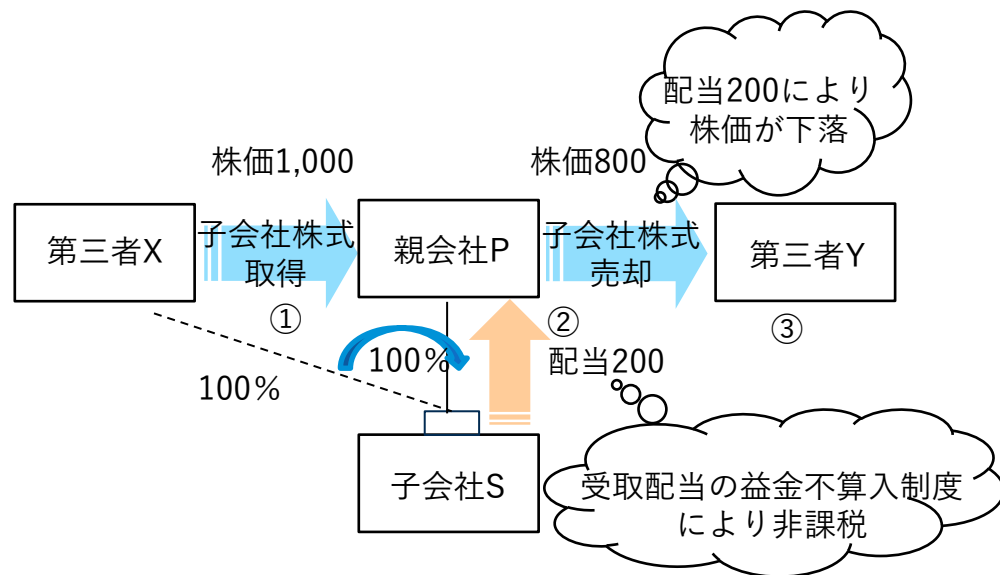
改正のポイント

- 子会社の株式等の帳簿価額から引き下げる金額の特例計算について、簿価引下げの対象となる金額の範囲が改正されます。

解説

○ 制度概要

子会社の配当と株式譲渡を組み合わせることにより、下図のように子会社株式の譲渡損失が創出されていましたが、令和2年度の税制改正により、租税回避防止措置として、親会社は非課税で受領した配当相当分だけ子会社株式の簿価引下げをする計算を行うこととなりました。



令和2年度税制改正により、譲渡原価は $1,000 - 200 = 800$ と計算することとなりました。但し…

改正前

(帳簿価額から減算する金額)
子会社から親会社が受けた配当の額のうち、その子会社の買収などによる支配関係の発生後に得た利益が原資であると認められる部分は、親会社が保有する当該子会社株式の簿価引下げの範囲から除くことが認められています。(以下、「特例計算」)

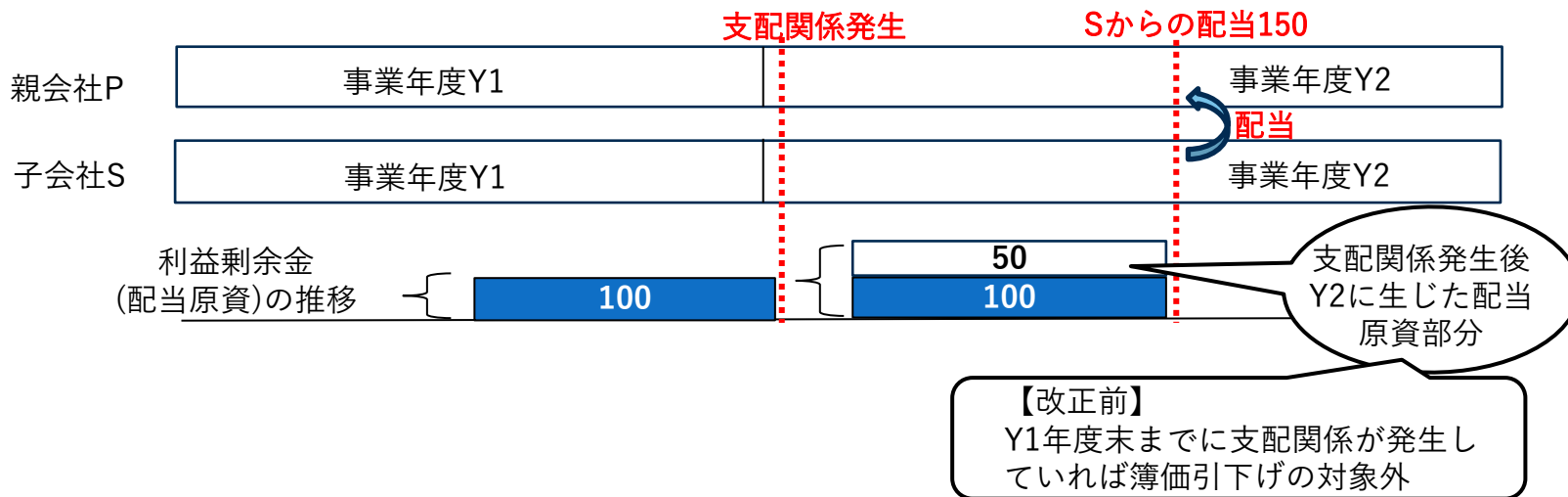
子会社株式簿価減額特例の見直し②

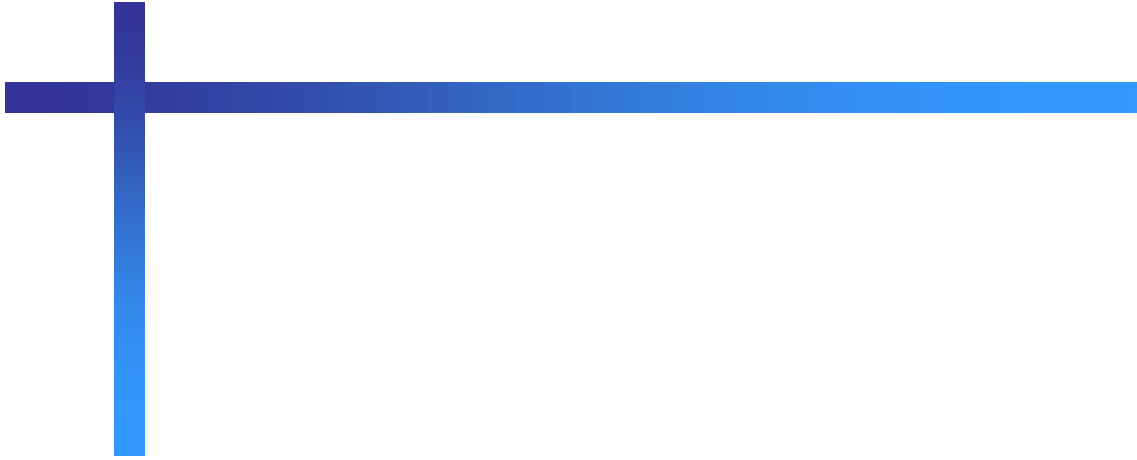
解説

- 今回の改正により、特定支配関係(一の者が法人の発行済株式又は配当等議決権等の50%超を直接又は間接に保有する関係等)の発生した事業年度内に受ける期中配当については、特例計算の対象とすることができることとなります。

	【改正前】	【改正後】
特例計算の対象となる金額の範囲	特定支配関係発生日の属する事業年度内に子会社から親会社が受ける配当について、特定支配関係の発生後に得た利益が原資であると認められる場合であっても、本特例計算の適用を受けることはできない。 (簿価引下げの対象となる。)	特定支配関係発生日の属する事業年度内に受けた配当(その特定支配関係発生日後に受けるものに限る。)について、本特例計算の適用を受けることができる。 (簿価引下げの対象とならない。)
S株式簿価(譲渡原価)のイメージ	$1,000 - 150 = 850$	$1,000 - (150 - 50) = 900$

(Pの保有する子会社S株式の簿価を1,000とした場合のイメージ)





3. 消費課税



プラットフォーム課税の導入

改正のポイント

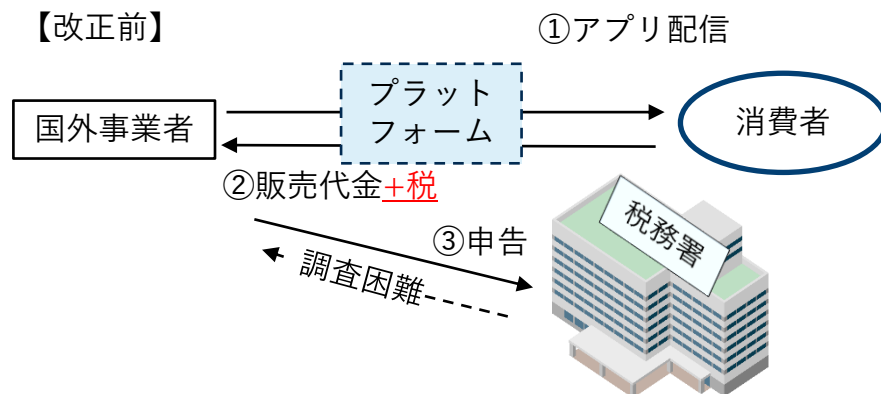
- 既に世界の多くの国で導入されている制度である「プラットフォーム課税」が日本においても導入されます。

解説

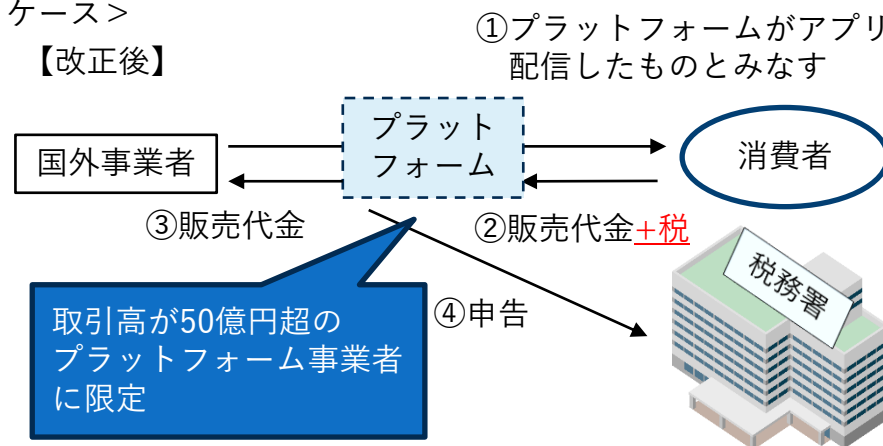
- 本制度の対象となったプラットフォーム事業者は、プラットフォームを介して国外事業者が行う電気通信利用役務の提供について、プラットフォーム事業者自身が提供したものとみなされ、その電気通信利用役務の提供に係る消費税について、国外事業者に代わり納税義務が課されることとなります。なお、リバースチャージの対象となる事業者向け電気通信利用役務の提供は対象外となります。
- 本制度の対象となるプラットフォーム事業者は、プラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供の取引高が50億円を超えるプラットフォーム事業者とされます。対象となる場合には、その課税期間に係る確定申告書の提出期限までに、一定事項を国税庁長官に届け出る必要があります。

<イメージ：アプリストアを通じてオンラインゲームを配信するケース>

【改正前】



【改正後】



適用時期

令和7年4月1日以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用となります。

国外事業者に係る事業者免税点制度の特例の適用等の見直し

改正のポイント

- 国外事業者により、事業者免税点制度の特例や簡易課税制度等を適用して、売手が納税せず買手が控除を行う、いわゆる「納税なき控除」が行われており、これに対応するため各制度の見直しが実施されます。

解説

- ① 事業者免税点制度の特例の見直し
事業者免税点制度を適用せず、課税事業者となる特例について、以下の見直しがされます。

	【改正前】	【改正後】
特定期間の特例	特定期間における国内の課税売上高が1,000万円超、かつ、給与(居住者分)の合計額が1,000万円超の場合	非居住者への給与が判定対象となっておらず、国外事業者に対して当該特例が適切に機能していないため、国外事業者については「給与(居住者分)の合計額」による判定を認めないこととなります。
新設法人の特例	資本金等が1,000万円以上の法人である場合 (基準期間がない課税期間が対象)	国外事業者は、日本への進出時点で設立から一定期間経過していることが一般的であり、当該特例が適用されないことを踏まえ、外国法人については、日本における事業を開始した時点での資本金等により当該特例を適用することになります。
特定新規設立法人の特例	国内の課税売上高が5億円超の法人等が設立した資本金等1,000万円未満の法人である場合 (基準期間がない課税期間が対象)	大企業であっても日本での課税売上高が無い場合には一律に当該特例の対象外になってしまうため、全世界における収入金額が50億円超の法人等が資本金等1,000万円未満の法人を設立した場合も対象となります。

- ② 簡易課税制度等の適用の見直し
恒久的施設を有しない国外事業者について、国内における課税仕入等が一般的に想定されず、業種毎のみなし仕入率による控除が適切であるといえないため、簡易課税制度の適用を認めないこととなります。また、適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置(いわゆる「2割特例」)についても、同様に適用が認められないこととなります。

適用時期

令和6年10月1日以後開始する課税期間より適用となります。

高額特定資産を取得した場合の納税義務免除の特例等の見直し

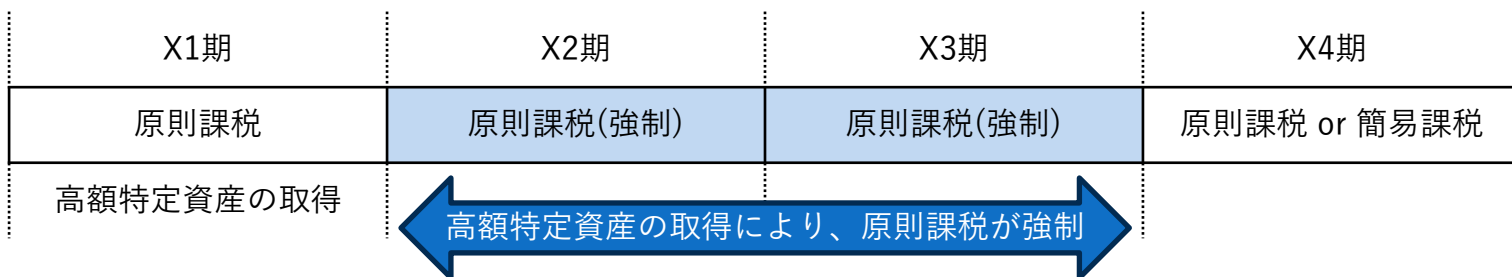
改正のポイント

- 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間において取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円以上である場合が追加されます。

解説

- 改正前においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度の恣意的な適用を防ぐため、高額特定資産(一の取引単位につき、その税抜対価の額が1,000万円以上のもの。)を仕入れて仕入税額控除の適用を受けた場合には、その後の2年間、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けられないこととする特例が設けられています。
- 金地金等は、一の取引単位の金額の調整が容易であり、特例の適用を回避することが可能となっています。このため、その課税期間中に仕入れた金又は白金の地金等の合計額が200万円以上である場合を、当該特例の対象として追加し、事業者免税点制度等の適用を制限する見直しがされます。

【高額特定資産を取得した場合の制度の適用関係】



適用時期

令和6年4月1日以後に国内において事業者が行う金又は白金の地金等の課税仕入及び保税地域から引き取られる金又は白金の地金等に対して適用となります。

消費税等に係る帳簿の記載事項の見直し等

改正のポイント

- 一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる特例(自動販売機特例、入場券等回収特例)については、帳簿への住所等の記載が不要となります。
- 税抜経理方式を採用する簡易課税適用者が課税仕入れを行った場合の経理処理方法が明確化されます。

解説

① 仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し

一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる自動販売機による取引や入場券等のように使用時に証票が回収される取引(3万円未満の少額なものに限る。)については、住所・所在地の記載が不要となります。

② 簡易課税適用者が税抜経理方式を採用する場合における経理処理方法の見直し等

税抜経理方式を採用する簡易課税適用者が、令和5年10月1日以後に国内において行う免税事業者等のインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、継続適用を要件に支払対価の額の110分の10(軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、108分8)を乗じた金額を仮払消費税額等として計上できることが明確化されます。

(注)2割特例適用者も同様の取扱いとなります。

① 仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し

≪帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項≫

- ・ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ・ 取引年月日
- ・ 取引内容(軽減税率対象の場合、その旨)
- ・ 対価の額
- ・ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地(国税庁長官が指定するものについては、住所等の記載は不要)
- ・ 特例の対象となる旨

自販機や証票が回収される取引(3万円未満の少額なものに限る。)について、住所等の記載が不要となります。

② 簡易課税適用者が税抜経理方式を採用する場合における経理処理方法の見直し等

免税事業者から110万円の車両を仕入れた場合

【仕訳(原則)】

車両 110万円 / 現金 110万円

(注)この仕訳を行うためには、仕入れ先が免税事業者かどうかを把握する必要があります。

継続適用を要件に以下の仕訳にできることとなります。

【仕訳】 車両 100万円 / 現金 110万円

仮払消費税額等 10万円 /

(注)仕入れ先が免税事業者かどうかを把握する必要なし(インボイス導入前と同様の取扱い)

外国人旅行者向け免税制度に係る仕入税額控除制度の適用の見直し

改正のポイント

- 外国人旅行者向け消費税免税制度により免税購入された物品と知りながら行った課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用が認められないこととなります。

解説

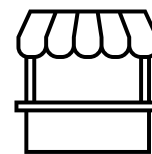
- 輸出物品販売場による免税販売手続が電子化され、国税庁において購入記録情報をデータで把握することが可能となったことにより、国内での譲渡・横流しが疑われる多量・多額な免税販売・購入の実態が明らかになりました。こうした不正に対応するため、免税購入品であることを知りながら仕入れた場合には、その仕入税額控除は認められないこととなります。

外国人旅行者



免税購入品の国内譲渡

買取業者



	【改正前】	【改正後】
仕入れた免税購入品について	仕入税額控除可能	免税購入品だと知っている場合には、仕入税額控除は認められない

適用時期

令和6年4月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用されます。



4. 個人所得課稅

定額減税の概要

改正のポイント

- デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び住民税の減税が実施されます。
- 減税額は、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、住民税1万円となります。
- 対象者は、令和6年分の所得税・住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の者に限ります。

解説

対象者	定額減税の実施内容
給与所得者	<ul style="list-style-type: none">・ 令和6年6月以降の源泉徴収税額から減税・ 令和6年6月に減税しきれなかった場合には、翌月以降の税額から順次減税
公的年金等受給者	<ul style="list-style-type: none">・ 年金機構等の公的年金(老齢年金)は、令和6年6月以降の源泉徴収税額から減税・ 令和6年6月に減税しきれなかった場合には、翌々月以降の税額から順次減税
不動産所得・事業所得者等	<ul style="list-style-type: none">・ 原則として確定申告で減税・ 予定納税対象者は、令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額(7月)から本人分を減税

実務上の留意点

- 所得税は暦年課税であるため、最終的な税額は年間の収入額等が年末に確定した段階ではじめて確定し、年間の減税額も確定します。
- 減税は納税の機会に納税額から減税する対応となり、最終的には確定申告での対応となりますが、それ以前に納税の機会がある場合には、令和6年6月以降、実務上可能な限り早い機会を通じて行われます。

定額減税①給与所得者に係る特別控除

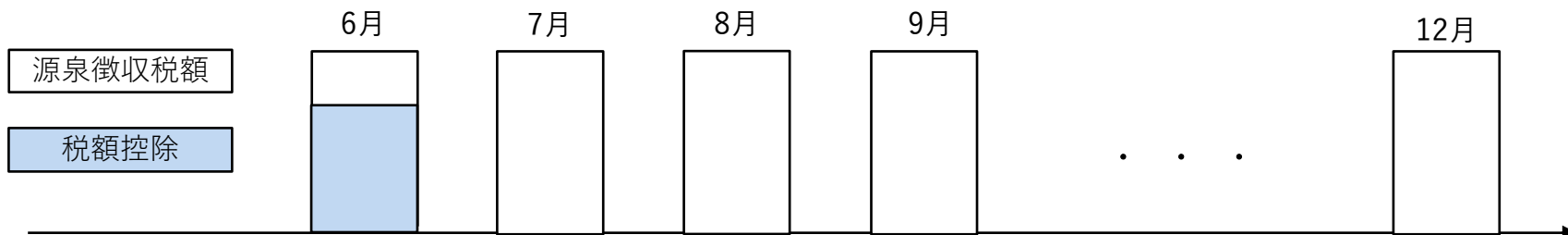
改正のポイント

- 賞与を含む給与収入については、源泉徴収義務者の事務負担に配慮しつつ、主たる給与支払者の6月の源泉徴収税額から減税が実施されます。

解説

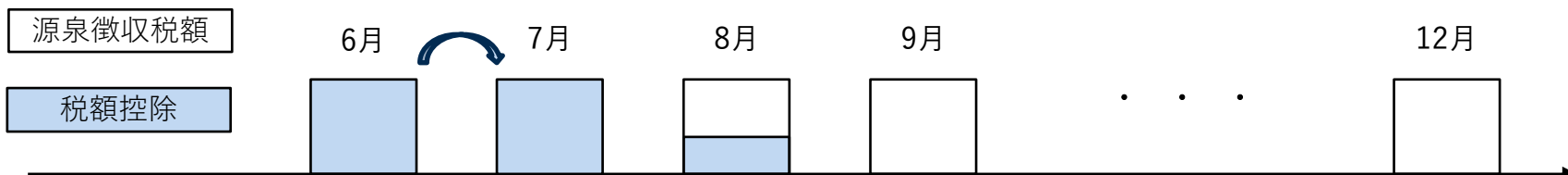
<給与所得者の場合(イメージ)>

① 令和6年6月の源泉徴収税額が、**減税額(一人当たり所得税3万円)以上**の場合(1ヶ月で控除)



② 令和6年6月の源泉徴収税額が、**減税額(一人当たり所得税3万円)以下**の場合(1ヶ月以上)

6月に引ききれなかった額は、7月以降順次控除



減税開始前に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、源泉徴収税額から控除する税額を決定

年末までに扶養親族等の情報に移動があった場合には、年末調整(又は確定申告)で対応

定額減税②公的年金等の受給者に係る特別控除

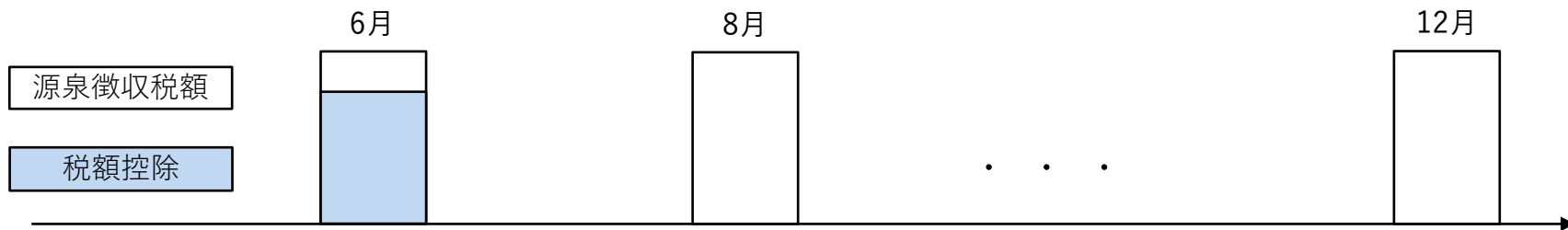
改正のポイント

- 日本年金機構等が支払う公的年金(老齢年金)については、原則として6月以降の支給分に係る源泉徴収税額から減税が実施されます。

解説

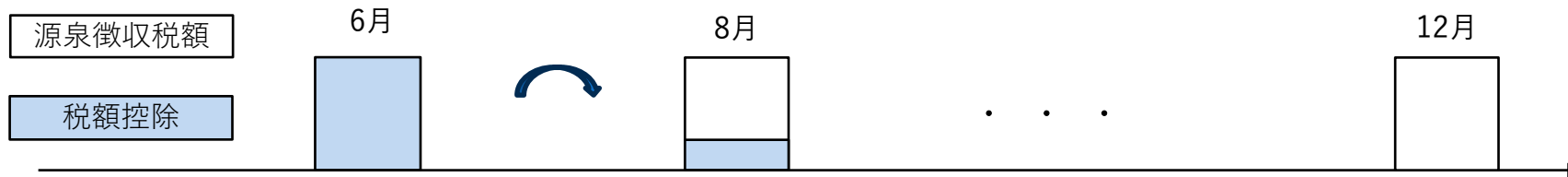
<公的年金所得者の場合(イメージ)>

① 令和6年6月の源泉徴収税額が、**減税額(一人当たり所得税3万円)以上**の場合(1ヶ月で控除)



② 令和6年6月の源泉徴収税額が、**減税額(一人当たり所得税3万円)以下**の場合(1ヶ月以上)

6月に引ききれなかった額は、次の年金支払時以降順次控除



(注)日本年金機構等に令和5年に提出された令和6年分の扶養親族等申告書に基づき、扶養親族等分も加味した額を、6月以降に支払われる公的年金の源泉徴収税額から控除。提出後に扶養関係の異動があった場合、確定申告にて対応。

定額減税③事業所得者等に係る特別控除

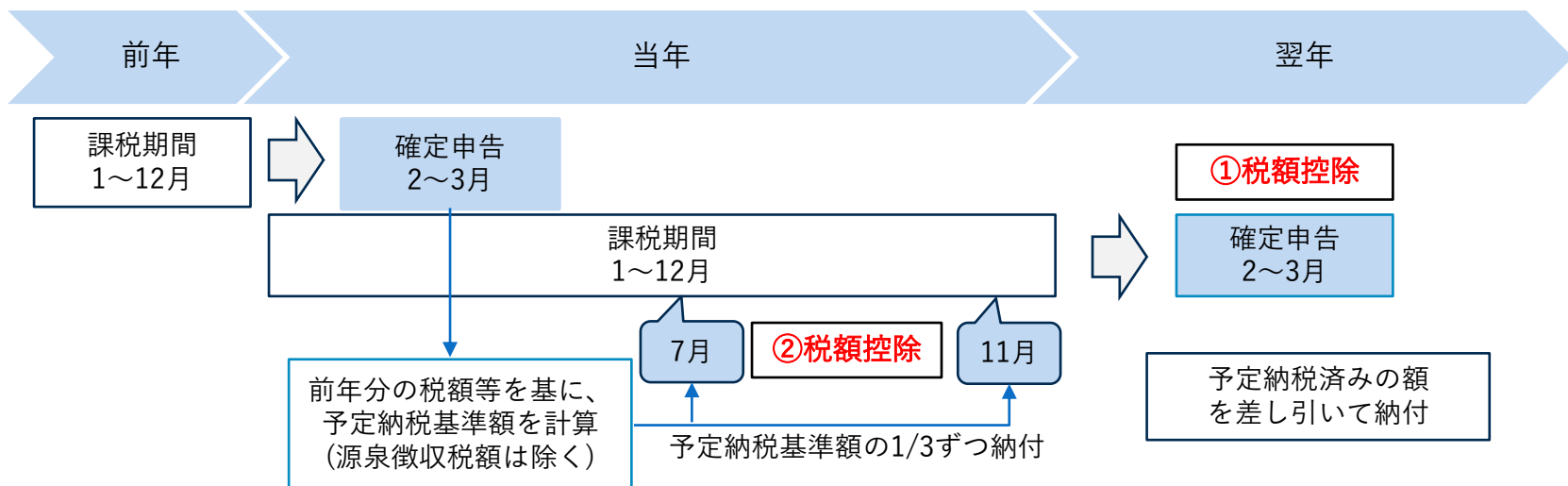
改正のポイント

- 不動産所得・事業所得者については、原則として確定申告の機会に減税が実施されます。
- 予定納税の対象者については、予定納税の機会を通じて減税が実施されます。

解説

<不動産所得・事業所得者の場合(イメージ)>

① 確定申告書の提出の際に所得税額から減税(一人当たり所得税3万円)



② 予定納税の対象者は7月の予定納税の所得税額から減税(一人当たり所得税3万円)し、引ききれなかった額は11月から控除

(参考)予定納税制度

- 前年分の所得金額(事業所得、不動産所得等)や税額などをもとに計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上になる場合、その年の所得税の一部をあらかじめ納付するという制度。
- 令和5年分所得税の予定納税対象者数は、約141万人。

定額減税④個人住民税の所得割の額の特別控除

改正のポイント

- 給与所得に係る特別徴収の場合には、減税後、令和6年7月から毎月徴収が実施されます。
- 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合には、原則として10月以降の支給分に係る特別徴収税額から減税が実施されます。
- 普通徴収の場合には、第1期分の納付額から減税が実施されます。

解説

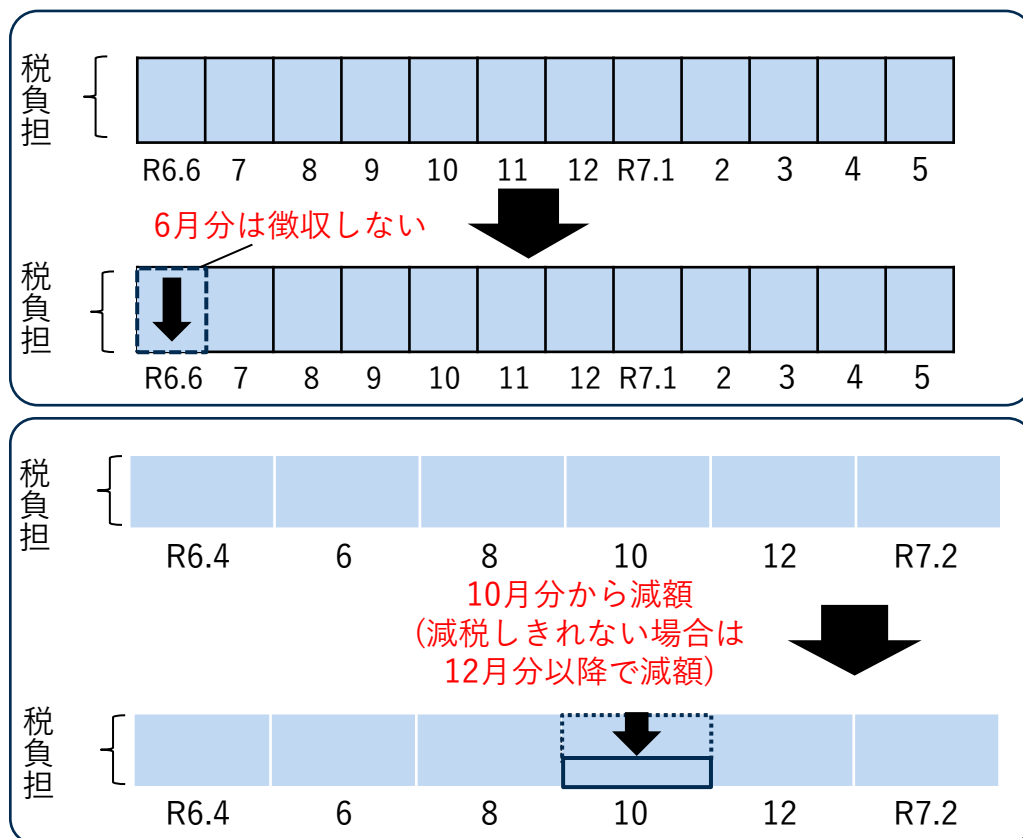
給与所得に係る特別徴収

- 令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月から令和7年5月分の11ヶ月で徴収。

公的年金等に係る所得に係る特別徴収

- 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合には令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。

減税の実施方法(イメージ)



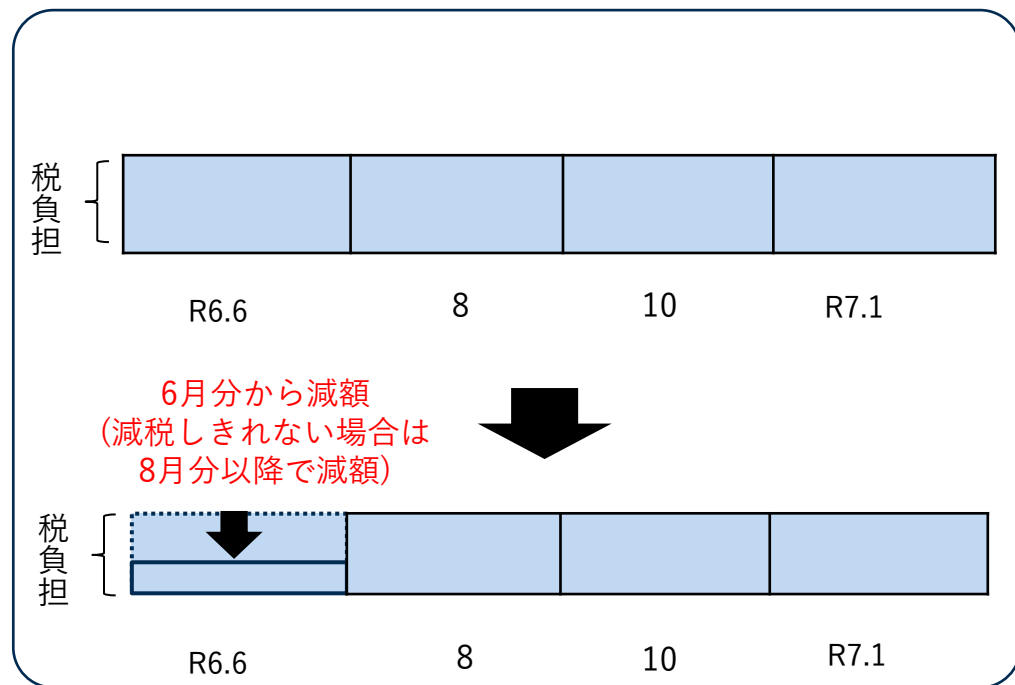
定額減税④個人住民税の所得割の額の特別控除

解説

減税の実施方法(イメージ)

普通徴収(事業所得者等)

- 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除。



子育て世帯等に対する措置①住宅ローン控除の拡充

改正のポイント

- 子育て世帯等が認定住宅等を取得した場合、縮小予定の住宅ローン控除の借入限度額が令和6年に限り維持されます。
- 子育て世帯等については、新築住宅の床面積要件が40㎡に緩和されます。(合計所得金額1,000万円以下の者に限りです)

解説

- この場合の「子育て世帯等」とは、個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者を指します。
- 令和6年以降の借入限度額は縮小されました。子育て世帯等については、子育て支援の観点から現状の借入限度額が令和6年に限り維持されることになります。
- 床面積要件の緩和措置(40㎡)については、令和6年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用されます。
- 東日本大震災の被災者向け措置についても、同様に上乗せ措置を講じ、新築住宅の床面積要件を緩和します。

【改正前】

【改正後】

	R4・5年入居	R6・7年入居	子育て世帯等 R6年入居	子育て世帯等以外 R6年入居・ R7年入居
認定住宅 (認定長期優良住宅 認定低炭素住宅)	5,000万円	4,500万円	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円	4,000万円	3,000万円
その他の住宅	3,000万円	0円(注1)	0円(注1)	0円(注1)

(注1) 令和5年末までに新築の建築確認を受けたもの又は令和6年6月以前に建築されたものは2,000万円

実務上の留意点

- ・ その他の要件等は現行の住宅ローン控除と同様です。
- ・ 現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応されます。

子育て世帯等に対する措置②住宅リフォーム税制の拡充

改正のポイント

- 既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世帯等が行う一定の子育て対応改修工事が対象に加わります。

解説

- この場合の「子育て世帯等」とは、個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者を指します。
- 「一定の子育て対応改修工事」とは、その工事に係る標準的な工事費用相当額(補助金等の交付がある場合には、当該補助金等を控除した後の金額)(注1)が50万円を超えること等一定の要件を満たすものをいいます。
- その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には適用されません。

一定の子育て対応改修工事

- ①住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ②対面式キッチンへの交換工事
- ③開口部の防犯性を高める工事
- ④収納設備を増設する工事
- ⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥間取り変更工事(一定のものに限る)

(注1) 「標準的な工事費用相当額」とは、子育て対応改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に工事箇所数等を乗じて計算した金額をいう。

子育てに対応した住宅へのリフォームイメージ



転落防止の手すりの設置



可動式間仕切り壁の設置

出典：「国土交通部会資料」より

対象工事限度額	最大控除額(対象工事)
250万円	25万円 (注)工事費用相当額の10%

実務上の留意点

- ・ その他の要件等は、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同様です。
- ・ 現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応されます。

子育て世帯等に対する措置③生命保険料控除制度の拡充

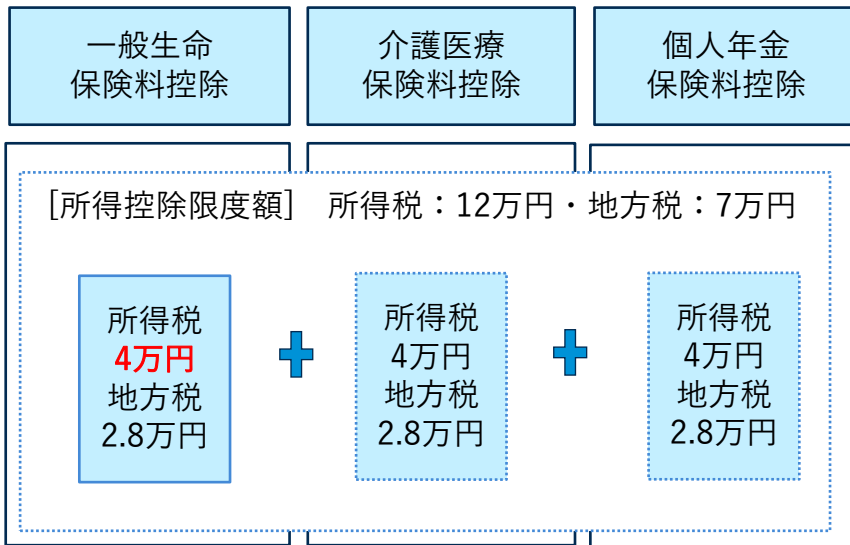
改正のポイント

- **令和7年度税制改正**において検討、決定見込です。
- 23歳未満の扶養親族を有する場合、所得税において新契約の一般生命保険料控除適用限度額が4万円から6万円に拡充されます。

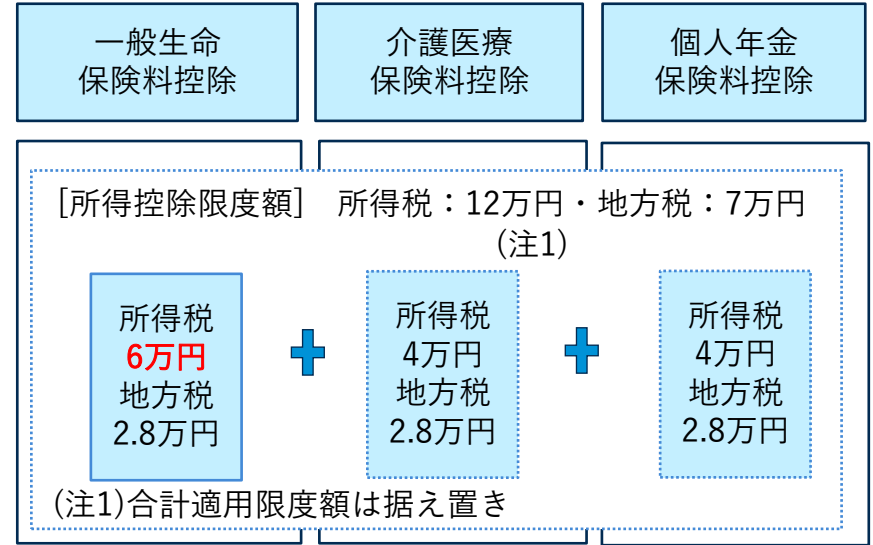
解説

- 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、現行の12万円が据え置かれます。
- 一時払生命保険については、控除の適用対象から除外されます。(既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、自助努力への支援という本制度の趣旨と合致しないため)

【改正前】



【改正後】 23歳未満の扶養親族を有する場合



実務上の留意点

- ・ 新契約(2012年1月以降の契約)についての改正です。
- ・ 令和7年度税制改正において検討し、結論が得られる見込です。

特定の居住用財産の買換え等の場合の課税の特例の延長

改正のポイント

- 特定の居住用財産の買換え・交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限が2年延長されます。
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年延長されます。
令和6年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡について一定の要件を満たす場合に限り、住宅借入金等の残高証明書の確定申告書等への添付が不要となります。
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年延長されます。

解説

- 特定の居住用財産の買換え・交換の長期譲渡所得の課税の特例
10年超所有及び居住しているマイホーム(居住用財産)を適用期限までに売却し(1億円以下)、代わりのマイホームに買い換えたときは、一定の要件のもと、譲渡益に対する課税を将来に繰り延べることができます。(譲渡益が非課税となるわけではありません)新旧マイホームを交換により取得した場合も買換えたもの(売却+購入)として取り扱われます。
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等
マイホーム(旧居宅)を令和7年12月31日までに売却し、新たに償還期間10年以上の住宅ローンによりマイホーム(新居宅)を購入した場合に、旧居宅の譲渡による損失(譲渡損失)が生じたときは、一定の要件を満たすものに限り、その譲渡損失をその年の給与所得や事業所得等、他の所得から控除(損益通算)することができます。さらに、損益通算を行っても控除しきれなかった譲渡損失は、譲渡の年の翌年以後3年内に繰り越して控除(繰越控除)することができます。
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等
令和7年12月31日までに住宅ローンのあるマイホームを住宅ローンの残高を下回る価額で売却して損失(譲渡損失)が生じたときは、一定の要件を満たすものに限り、その譲渡損失をその年の給与所得や事業所得等、他の所得から控除(損益通算)することができます。さらに、損益通算を行っても控除しきれなかった譲渡損失は、譲渡の年の翌年以後3年内に繰り越して控除(繰越控除)することができます。

	【改正前】	【改正後】
適用期限	令和5年12月31日まで	令和7年12月31日まで

既存住宅に係る改修工事等をした場合の所得税額の特別控除の延長

改正のポイント

- 既存住宅の耐震改修をした場合の特別控除の適用期限が2年延長されます。
- 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除について、現行の措置を見直した上で適用期限が2年延長されます。
- 小笠原諸島振興開発特別措置法の期限の延長を前提に、小笠原諸島への帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例の適用期限が5年延長されます。

解説

- 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除
居住用家屋について一定の省エネ改修工事(同時に設置する太陽光発電装置の設置工事を含む)、バリアフリー改修工事、三世代同居対応改修工事、耐久性向上改修工事を行った場合において、その家屋を居住の用に供したときは一定の要件の下で一定の金額をその年分の所得税額から控除することができます。
適用要件の変更内容は次の通りです。

	【改正前】	【改正後】
【全ての対象工事】 適用対象者の合計所得金額	3,000万円以下	2,000万円以下
【省エネ改修工事】 エアコンの省エネルギー基準達成度	114%以上	107%以上

- 適用期限の変更

	【改正前】	【改正後】
既存住宅の耐震改修をした場合の特別控除	令和5年12月31日まで	令和7年12月31日まで
既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除	令和5年12月31日まで	令和7年12月31日まで
小笠原諸島への帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例	令和5年12月31日まで	令和10年12月31日まで

認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除の 所得要件引下げ・延長

改正のポイント

- 認定住宅等新築等特別税額控除について、対象者の所得金額要件を引き下げた上、適用期限が**2年延長**されます。

解説

- 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除
対象となる個人が、認定住宅等を新築又は取得をして、下記の期間までの間に居住の用に供したときは、一定の要件の下で、各種住宅の認定基準に適合するために必要となる標準的なかかり増し費用の10パーセントに相当する金額を、原則として、居住年の所得税額から控除することができます。

住宅の種類	居住の用に供した期間
認定長期優良住宅	平成21年6月4日～ 令和7年12月31日
認定低炭素住宅	平成26年4月1日～ 令和7年12月31日
特定エネルギー消費性能向上住宅	令和4年1月1日～ 令和7年12月31日

- 控除額 = 各認定基準に適合するために必要な標準的なかかり増し費用 × 10%
※かかり増し費用の限度額は650万円となります。(最大控除額65万円)
- 変更となった要件
本控除を受ける年の合計所得金額が現行の3,000万円以下から**2,000万円以下**に引き下げになります。
※その他の要件(新築等から6か月以内に居住の用に供していること、床面積が50㎡以上であることなど)については変更はありません。

実務上の留意点

- ・ 控除の対象となるのは原則、居住年のみとなります。
- ・ 認定住宅等に関して住宅借入金等特別控除を適用する場合には、本制度の併用はできません。

ストックオプション税制の拡充・見直し

改正のポイント

- 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等(ストックオプション税制)について、適用要件及び適用対象者が一部拡充・見直しされます。

解説

- スtockオプション税制とは、一定の要件の下で権利行使時の課税が繰り延べられ、株式売却時に売却価額と権利行使価額との差額に対して譲渡所得として課税される制度です。

① 適用要件の拡充

	【改正前】	【改正後】
交付株式の 管理等契約	金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等が されること	交付株式会社により交付株式の管理等がされた場 合、左記の要件は不要(譲渡制限株式のみ)
年間権利行使価額	株式会社の設立年数等問わず、限度額1,200万円	イ 設立の日以後5年未満 限度額2,400万円 ロ 一定の株式会社(注1) 限度額3,600万円 ハ 上記以外 限度額1,200万円(現行通り)
書面等の提出	権利者が新株予約権に係る付与決議の日において 当該新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主 等に該当しなかったことを誓約する書面等の提出 が必要	左記書面等の提出に代えて、電磁的方法により当 該書面等に記載すべき事項を記録した電磁的記録 を提供できる等、所要の措置が講じられる予定

(注1) 一定の株式会社とは、設立の日以後5年以上20年未満である株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社又は金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社のうち上場等の日以後の期間が5年未満であるものをいいます。

ストックオプション税制の拡充・見直し

解説

② 適用対象者の見直し

	【改正前】	【改正後】
認定新規中小企業者等の要件	資本金の額が5億円未満かつ常時使用する従業員の数が900人以下	廃止
社外高度人材の要件	<ul style="list-style-type: none"> イ 国家資格を有する者、博士の学位を有するもの及び高度専門職の在留資格をもって在留している者は、3年以上の実務経験 ロ 金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社役員の場合は、3年以上の実務経験 	<ul style="list-style-type: none"> イ 3年以上の実務経験が廃止 ロ 実務経験が1年以上に変更
社外高度人材の範囲	<ul style="list-style-type: none"> イ 国家資格を有する者、博士の学位を有するもの及び高度専門職の在留資格をもって在留している者 ロ 金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社役員のうち、1年以上の実務経験がある者 ハ 将来成長発展が期待される分野の先端的な人材育成事業に選定され従事していた者 ニ 過去10年間に、製品又は役務の開発に2年以上従事し、かつ一定の要件を満たす者 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に加え次に掲げる者 ホ 教授及び准教授 ヘ 金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社の重要な使用人として1年以上の実務経験がある者 ト 金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の一定の会社役員及び重要な使用人として1年以上の実務経験がある者 チ 製品又は役務の開発又は販売活動に2年以上従事し、かつ一定の要件を満たす者 リ 資金調達活動に2年以上従事し、かつ一定の要件を満たす者

エンジェル税制の見直し① 譲渡所得の特例

改正のポイント

- エンジェル税制(譲渡所得の特例)について、特定株式の取得に要した金額の範囲が拡大されるとともに、本特例の適用を受けた特定株式の取得価額の計算方法が見直されます。

解説

① 譲渡所得の特例(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び譲渡損失の繰越控除等)

	【改正前】	【改正後】
特定株式の取得に要した金額の範囲	特定中小会社が発行した株式、又は特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額	左記に加えて、以下の2つを適用対象に加える イ 当該株式会社が発行した 一定の新株予約権の取得に要した金額 ハ 中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定株式を 一定の信託を通じて取得した金額
特例の適用を受けた控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法	取得価額の計算 = $イ - (ロ \div ハ)$ イ 当該同一銘柄株式1株当たりの適用年の12月31日における取得価額 ロ この特例の適用を受けた金額 ハ 適用年の12月31日において有する当該控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の数	取得価額 = $(ニ \div イ) \times ハ$ イ その年中に払込により取得した特定株式の数 ロ その年中に譲渡又は贈与したイの特定株式と同一銘柄株式の数 ハ 控除対象特定株式の数： $イ - ロ$ ニ イの取得に要した金額

エンジェル税制の見直し② 寄附金控除

改正のポイント

- エンジェル税制(寄附金控除)について、確認手続が一部緩和されます。

解説

② 寄附金控除(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)

	【改正前】	【改正後】
特定事業を行う株式会社に係る確認手続	国家戦略特別区域担当大臣へ提出する申請書への次に掲げる書類の添付 ・株主総会の議事録の写し ・取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し ・個人が取得した株式の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面	左記の書類の添付が不要になり、その株式会社により発行される株式の発行期限が2年間延長される
特定地域再生事業を行う株式会社に係る確認手続	認定地方公共団体へ提出する申請書への次に掲げる書類の添付 ・株主総会の議事録の写し ・取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し ・個人が取得した株式の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面	左記の書類の添付が不要になり、その株式会社により発行される株式の発行期限が2年間延長される

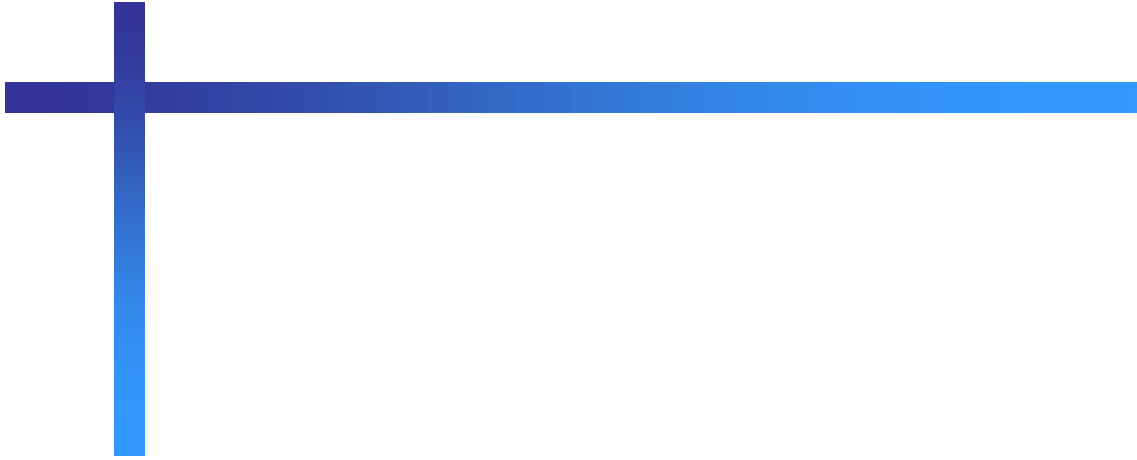
新たな公益信託制度の創設に伴う所要の措置(所得税等)

改正のポイント

- 公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴い、以下の措置を講じます。

解説

	【改正内容】
① 所得税	公益信託の信託財産につき生ずる所得(一部限定あり)について所得税を課さないこととされます。
② みなし譲渡課税(公益信託の受託者に対する贈与等)	公益信託の受託者(個人に限る)に対する贈与等により、居住者の有する譲渡所得の基因となる資産等の移転があった場合には、当該居住者に対し、その贈与等によるみなし譲渡課税を適用することとされます。
③ みなし譲渡課税(公益信託の委託者がその有する資産を信託した場合)	公益信託の委託者がその有する資産を信託した場合には、当該資産を信託した時において、当該委託者から当該公益信託の受託者に対して贈与等により移転が行われたものとして、当該委託者に対しその贈与等によるみなし譲渡課税を適用することとされます。
④ 寄附金控除	公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関する寄附金(出資に関する信託事務に充てられることが明らかなものを除く)に関するについて、特定公益増進法人に対する寄附金と同様に、寄附金控除の対象とされます。
⑤ 譲渡所得等の非課税措置	公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、適用対象となる公益法人等に公益信託の受託者を加える等の一定の措置を講じます。
⑥ その他	その他所要の措置を講じます。



5. 資産課税

事業承継税制 特例承継計画提出期限の延長

改正のポイント

- 法人版事業承継税制は、一定の要件のもと非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予できる制度で、適用要件の緩和や納税猶予割合の引き上げ等がされた特例措置が認められています。特例措置を受けるためには、特例承継計画を令和6年3月31日までに提出する必要がありましたが、コロナの影響の長期化により、その期限が令和8年3月末まで2年間延長されます。

解説

	一般措置	特例措置
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等が対象 (平成30年1月1日から令和9年12月31日まで)
事前の計画策定等	不要	5年以内の特例承継計画の提出 ⇒ 提出期限を 令和8年3月31日 まで 2年間延長
対象株数	総株式数の最大3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与:100% 相続:80%	100%
承継パターン	先代経営者から後継経営者1人	複数の株主から最大3人の後継経営者
雇用確保要件	承継後5年間は平均8割の雇用維持	左記要件を下回った場合でも納税猶予は継続
事業承継が困難になった場合	なし	減免措置あり
相続時精算課税の適用	18歳以上の推定相続人・孫に限定	18歳以上の推定相続人以外の場合も適用可能

実務上の留意点

特例承継計画の提出は令和8年3月31日まで2年間延長されますが、**令和9年12月末までの適用期限についての延長は行われません。**

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の延長・見直し

改正のポイント

- 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が3年延長されます。
- 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例について、適用期限が3年延長されます。
- 省エネ等住宅(省エネルギー・耐震・バリアフリー基準のいずれかに適合する家屋)のうち、省エネルギー基準について、下記の通り見直されます。ただし改正前の基準であっても、建築確認又は建築時期によっては、省エネ等住宅とみなされます。

解説

		【改正前】	→	【改正後】
適用期限		令和5年12月31日		令和8年12月31日
非課税 限度額	① 省エネ等住宅	① 1,000万円		① 1,000万円
	② その他の住宅	② 500万円		② 500万円
省エネ等住宅の省エネ等基準 (次のいずれかに適合する 住宅用の家屋で、住宅性能証明 書など一定の書類を贈与税の申 告書に添付することにより証明 されたもの)		断熱等性能等級4以上 又は一次エネルギー消費量等級4以上	→	断熱等性能等級5以上 かつ一次エネルギー消費量等級6以上
		耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上又は 免震建築物		耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上又は 免震建築物
		高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上		高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上

実務上の留意点

- ① 令和6年1月1日以後に住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合において、住宅用家屋の省エネ性能が断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上であり、かつ、次のいずれかに該当するものであるときは、省エネ等住宅とみなされます。
 - ・ 令和5年12月31日以前に建築確認を受けているもの
 - ・ 令和6年6月30日以前に建築されたもの
- ② 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、上記と同様に見直されます。また、適用対象者から、東日本大震災によりその居住の用に供していた家屋等が滅失等をした者(対象区域内に居住していた者等の一定の者を除く)は除外されます。

適用時期

令和6年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度 (個人事業承継計画提出期限の延長)

改正のポイント

- 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度(個人版事業承継税制)について、個人事業承継計画の提出期限が2年延長されます。

解説

- コロナの影響が長期化したことを踏まえ、法人版事業承継税制について特例承継計画の提出期限が2年延長されることにあわせて、個人事業承継計画の提出期限が2年延長されます。
- 個人版事業承継税制の適用期限は延長されません。

	【改正前】	【改正後】
個人事業承継計画の提出期限	令和6年3月31日までに都道府県知事に提出	令和8年3月31日までに都道府県知事に提出(2年延長)
個人版事業承継税制の適用期限	平成31年1月1日から令和10年12月31日までの10年間	同左(変更なし)

実務上の留意点 個人版事業承継税制と、特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例との併用はできません(選択適用)。

登録免許税の税率の軽減措置の延長・印紙税の税率の特例措置の延長

改正のポイント

- 下記の登録免許税の税率の軽減措置及び免税措置・印紙税の税率の特例措置が延長されます。

解説

<登録免許税の軽減措置の延長>

内容	延長期間	内容	延長期間
住宅用家屋の所有権の保存登記・移転登記	3年	事業再編計画の認定要件が見直された後の産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等に基づき行う登記	3年
住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記		特定創業支援等事業による支援を受けて行う会社の設立の登記(但、一定の要件あり)	
特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等		金融機能の強化のための特別措置に関する法律に規定する経営強化計画等に基づき行う登記	2年
認定低炭素住宅の所有権の保存登記等		特定国際船舶の所有権の保存登記等(但、一定の見直しが必要)	3年
特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記	2年		
農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記			

<登録免許税の免税措置の延長>

内容	延長期間	内容	延長期間
マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等	2年	特定連絡道路工事施工者が取得した特定連絡道路に係る土地の所有権の移転登記	2年

<印紙税の特例措置の延長>

- 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限が3年延長されます。

適用時期

令和6年3月31日より2年若しくは3年延長されます。

新たな公益信託制度の創設に伴う所要の措置 (相続税・贈与税等)

改正のポイント

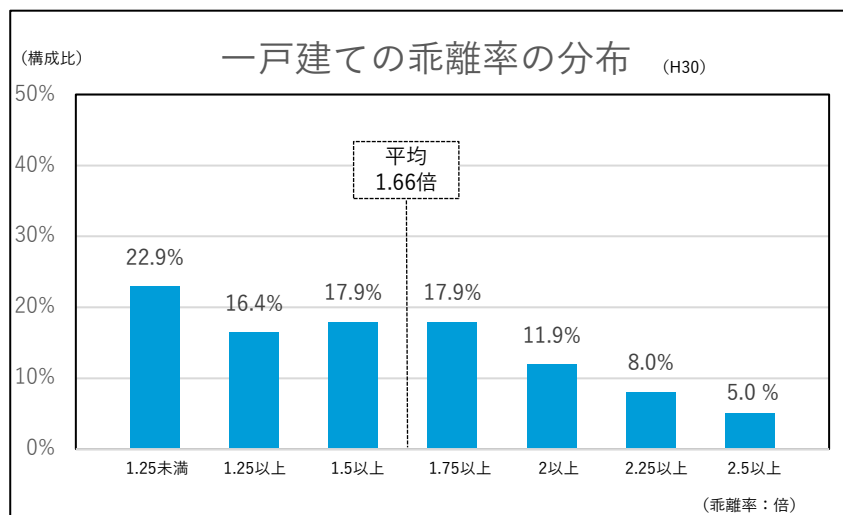
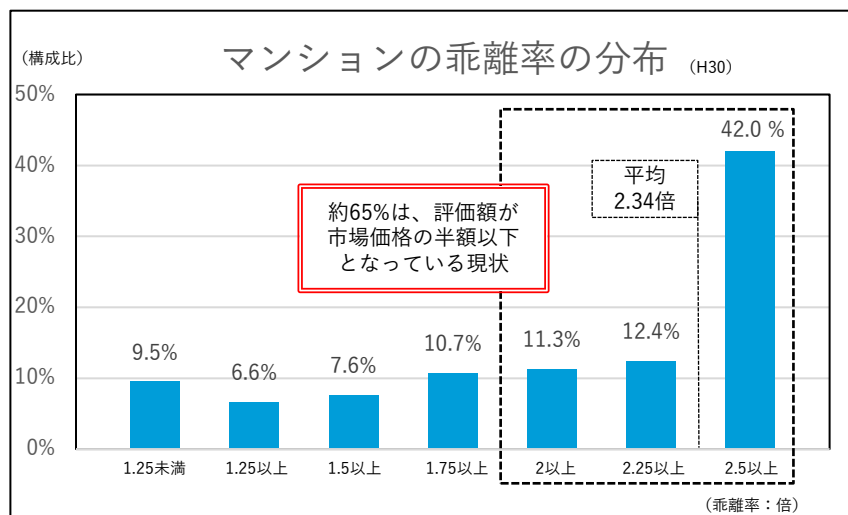
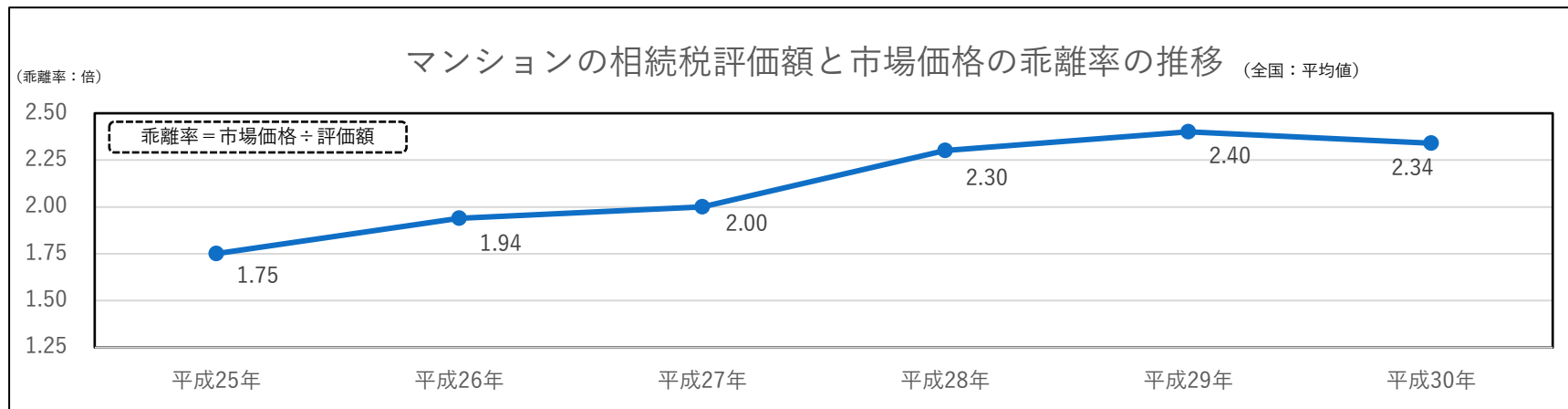
- 公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴い、下記の措置を講ずる。

解説

	【改正内容】
① 相続税	公益信託の信託財産とするために相続財産を抛出した場合について、相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税制度の対象とするほか、所要の措置を講ずる。
② 贈与税	公益信託から給付を受ける財産については、その信託の目的にかかわらず贈与税を非課税とする。
③ その他	その他所要の措置を講ずる。

居住用マンションの評価方法の見直し

(1) 相続税評価額と市場価格の乖離の実態



居住用マンションの評価方法の見直し

(2) マンションの相続税評価の方法と乖離の要因

- 現行のマンションの評価方法
相続等で取得したマンション（一室）の評価額は、不動産鑑定価格や売却価格が通常不明であることから、次の①と②の合計額としている（通達）。

① 建物（区分所有建物）の価額
= 建物の固定資産税評価額 × 1.0

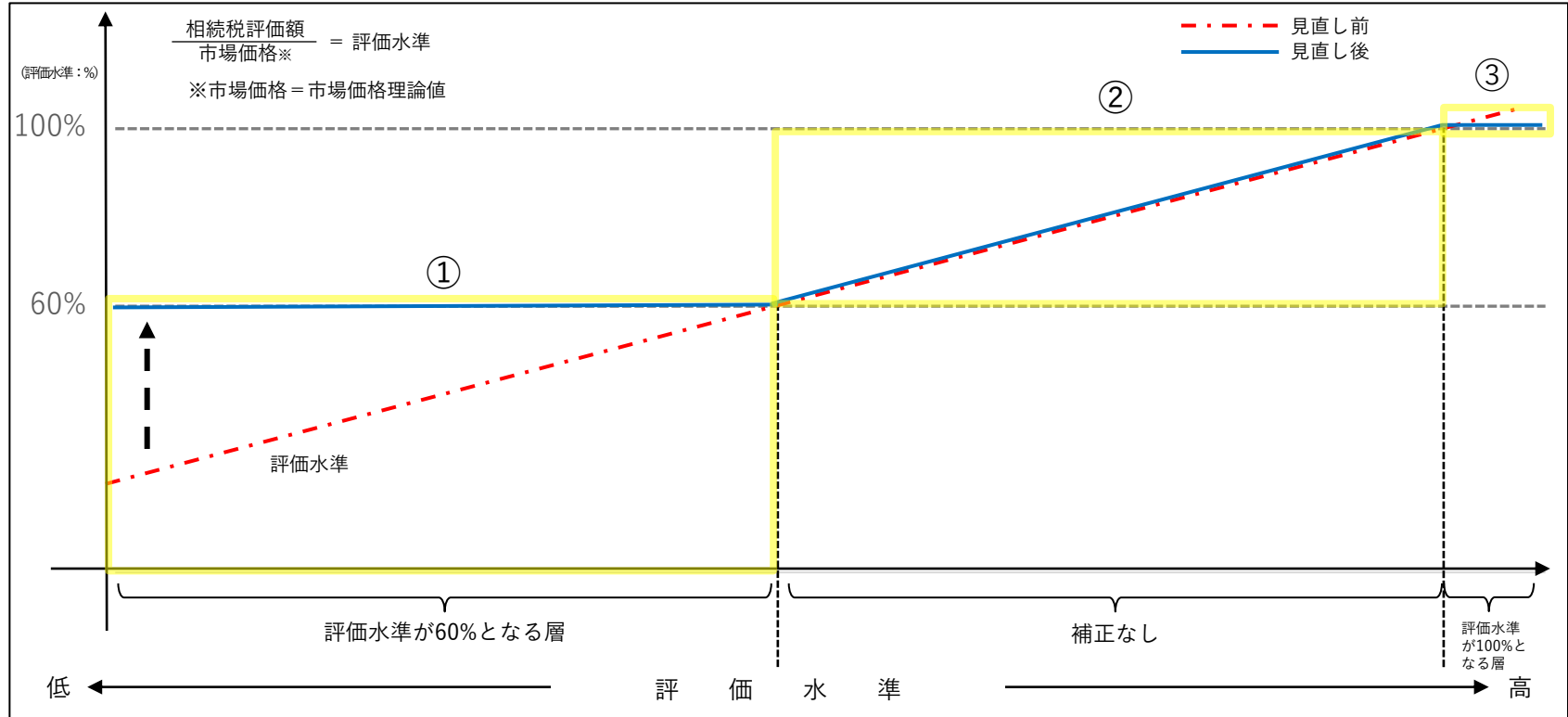


② 敷地（敷地利用権）の価額
= 敷地全体の面積 × 共有持分 × 平米単価（路線価等）

- 評価額が市場価格と乖離する主な要因として想定されること
 - 建物の評価額は、1棟全体の再建築価格に基づく評価額を専有面積の割合で按分して算定されている。他方、市場価格はそれに加えて建物の^①総階数、マンション一室の^②所在階も考慮されているほか、^③評価額への^③築年数の反映が不十分だと、評価額が市場価格に比べて低くなるケースがあるのではないかと、（建物の効用の反映は十分か）
 - マンション一室を所有するための敷地利用権は、共有持分で按分した面積に平米単価を乗じて評価されるが、この面積は一般的に高層マンションほどより細分化され狭小となるため、このように^④敷地持分が狭小なケースは立地条件の良好な場所でも、評価額が市場価格に比べて低くなるのではないかと。（立地条件の反映は十分か）

居住用マンションの評価方法の見直し

(3) 評価方法の見直しのイメージ



- 改正① ⇒ 一戸建ての物件とのバランスも考慮して、相続税評価額が市場価格理論値の60%未満となっているもの（乖離率1.67倍を超えるもの）について、市場価格理論値の60%（乖離率1.67倍）になるよう評価額を補正
- 改正② ⇒ 評価水準60%～100%は補正しない（現行の相続税評価額 × 1.0）
- 改正③ ⇒ 評価水準100%超のものは100%となるよう評価額を減額

居住用マンションの評価方法の見直し

(4) マンション新評価方法の考え方

新しいマンション評価の算式

区分所有に係る財産の各部分（建物部分及び敷地利用権部分。ただし、構造上、居住の用途に供することができるものに限る。以下「マンション一室」という。）の価額は、次の算式により計算した価額によって評価することとする。

現行の相続税評価額 × 当該マンション一室の評価乖離率 × 最低評価水準0.6(定数)

(=重回帰式による理論的な市場価格)

注1 「マンション一室」には、総階数2階以下の物件に係る各部分及び区分所有されている居住用部分が3以下であって、かつ、その全てが親族の居住用である物件（いわゆる二世帯住宅等）に係る各部分は含まない。

注2 評価乖離率が0.6分の1以下（約1.67以下）となるマンション一室は現行の相続税評価額×1.0とする。

注3 評価乖離率が1.0未満となるマンション一室の評価額は次による。

現行の相続税評価額 × 当該マンション一室の評価乖離率

注4 不動産鑑定評価書等に照らし評価額が通常取引価額を上回ると認められる場合には、当該価額により評価する。

評価乖離率

「評価乖離率」 = 「① × △0.033 + ② × 0.239 + ③ × 0.018 + ④ × △1.195 + 3.220」

① 当該マンション一室に係る建物の築年数

② 当該マンション一室に係る建物の「総階数指数」 「総階数指数」 = 「総階数 ÷ 33（1.0を超える場合は1.0）」

③ 当該マンション一室の所在階

④ 当該マンション一室の「敷地持分狭小度」

「敷地持分狭小度」 = 「当該マンション一室に係る敷地利用権の面積 ÷ 当該マンション一室に係る専有面積」

適用時期

令和6年1月1日以後の相続、遺贈又は贈与により取得した財産に、この個別通達の適用があります。

居住用マンションの評価方法の見直し

(5)改正評価額の計算例

前提条件

- 所在地 : 東京都心の35階のタワーマンションの20階
- 築年数 : 15年
- 専有部分の面積 : 60㎡
- 敷地利用権の面積 : 10㎡
- 時価 : 100,000千円
- 現行の評価額 : 敷地利用権(土地) 20,000千円 + 家屋5,000千円 = 合計25,000千円

新しい通達による評価額

「評価乖離率」 = 「① × △0.033 + ② × 0.239 + ③ × 0.018 + ④ × △1.195 + 3.220」

(1)評価乖離率

A : ① 築年数	15年	×	△0.033	=	△0.495	
B : ② 総階数指数	1 ^(※1)	×	0.239	=	0.239	(※1) 35階 ÷ 33 = 1.060 ∴ 1
C : ③ 所在階	20階	×	0.018	=	0.360	〔 小数点以下第4位切捨て、 1を超える場合は1 〕
D : ④ 敷地持分狭小度	0.167 ^(※2)	×	△1.195	=	△0.200 ^(※3)	

A + B + C + D + 3.220 = 3.124

(2)評価水準 1 ÷ 3.124 = 0.3201024328 < 0.6 ∴ 補正あり

(3)新しい相続税評価額

○ 敷地利用権(土地)	: 20,000千円 × 3.124 × 0.6	=	37,488千円	
○ 家屋	: 5,000千円 × 3.124 × 0.6	=	9,372千円	合計 46,860千円

現行の評価額より
約22,000千円増加



6. 納税環境整備

GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上

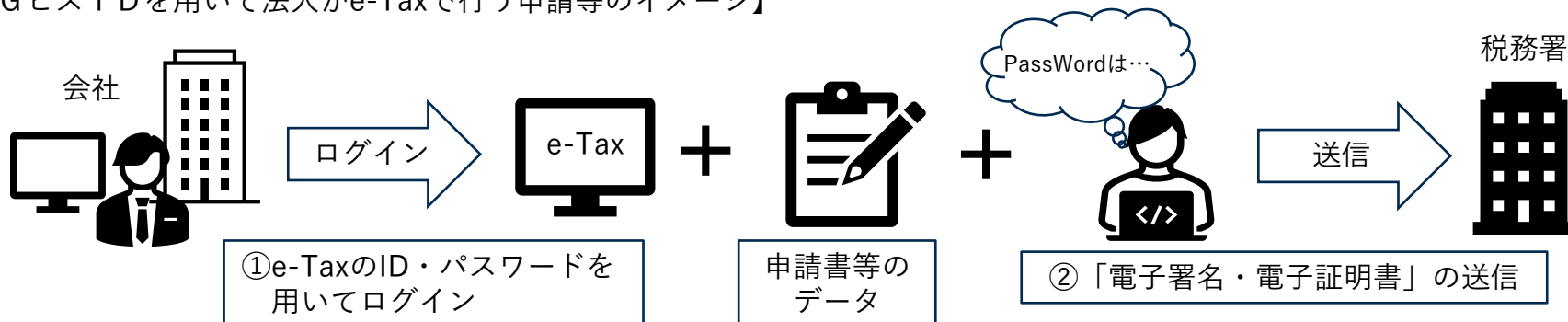
改正のポイント

- GビズID利用者の利便性の向上に資する観点から、所要の法令改正等を前提に、法人が、GビズID(一定の認証レベルを有するものに限る。)を用いて、e-Taxにログインをする場合には、e-Taxの「ID(識別符号)・パスワード(暗証符号)」の入力及びその申請等の際の「電子署名・電子証明書」の送信を要しないこととなります。

解説

	ログイン方法	e-TaxのID・パスワード	電子署名・電子証明書
法人 ユーザー	原則	要	要
	GビズID	要⇒ 不要	要⇒ 不要

【GビズIDを用いて法人がe-Taxで行う申請等のイメージ】



【改正①】

e-TaxのID・パスワードに代えて、GビズIDを用いてのログインが可能となります。

【改正②】

GビズIDを用いてログインした場合には、電子署名・電子証明書の送信が不要となります。

処分通知等の電子交付の拡充

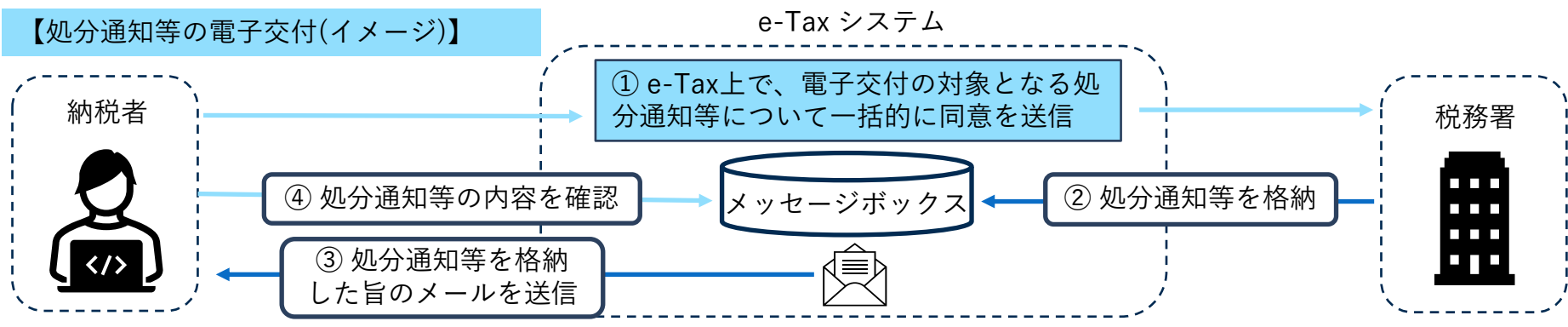
改正のポイント

- 全ての処分通知等について、e-Taxにより行うことができることとなります。
- e-Taxにより処分通知等を受ける旨の同意について、個々の処分通知等に係る申請等に併せて行う方式を廃止し、あらかじめメールアドレスを登録して、その同意を行う方式になります。

解説

	【改正前】	【改正後】
処分通知等の制限	9つの手続に限定	全ての処分通知等
事前の同意を行う場合のメールアドレスの登録	任意	必須
事前の同意を行う方式	個々の処分通知等ごとに同意	一括して同意

【処分通知等の電子交付(イメージ)】



実務上の留意点

- ・ その処分通知等の性質上、電子交付に適さないものについては、運用上、電子交付されません。
- ・ 納税者の見落としを防止する観点から、納税者に対して、処分通知等を格納した旨のメールが送信されます。

適用時期

令和8年9月24日からの施行となります。

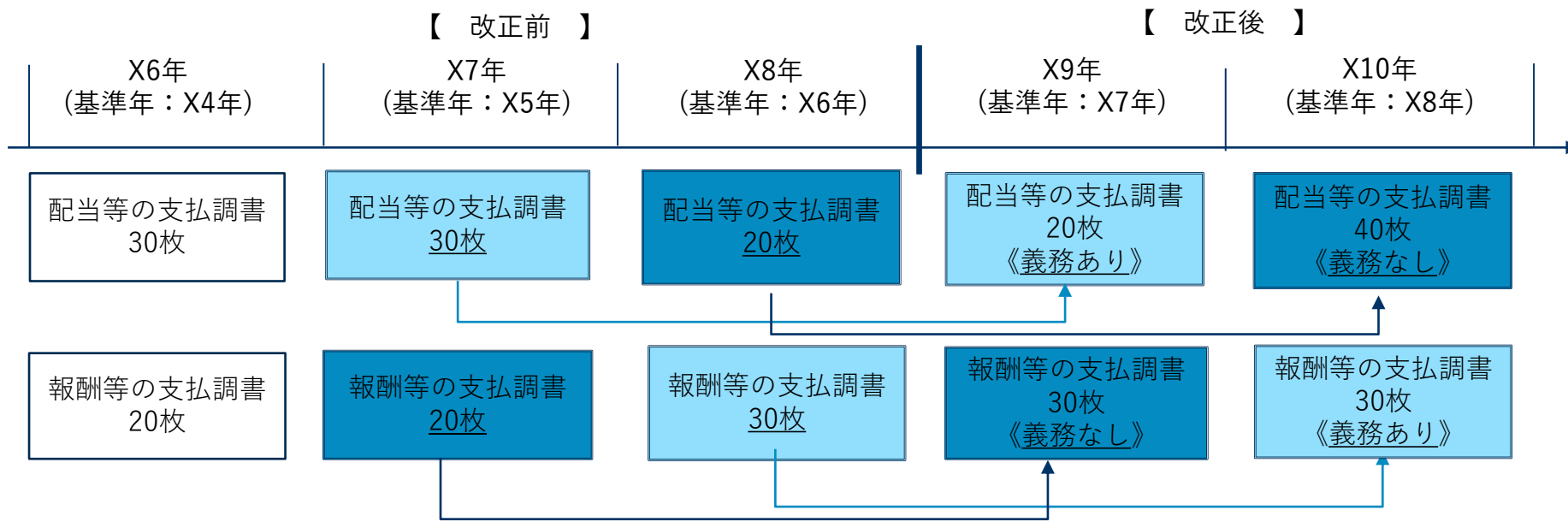
法定調書のe-Tax等による提出義務基準の引下げ

改正のポイント

- 支払調書等の電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数が引き下げられます。

解説

- 改正前は法定調書の種類ごとに、基準年(前々年)の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が「100枚以上」である法定調書については、e-Tax若しくはクラウド等又は光ディスク等により提出しなければならないこととされていますが、改正後は「100枚以上」から「30枚以上」に引き下げられます。



適用時期

令和9年1月1日以後に提出すべき支払調書等について適用となります。

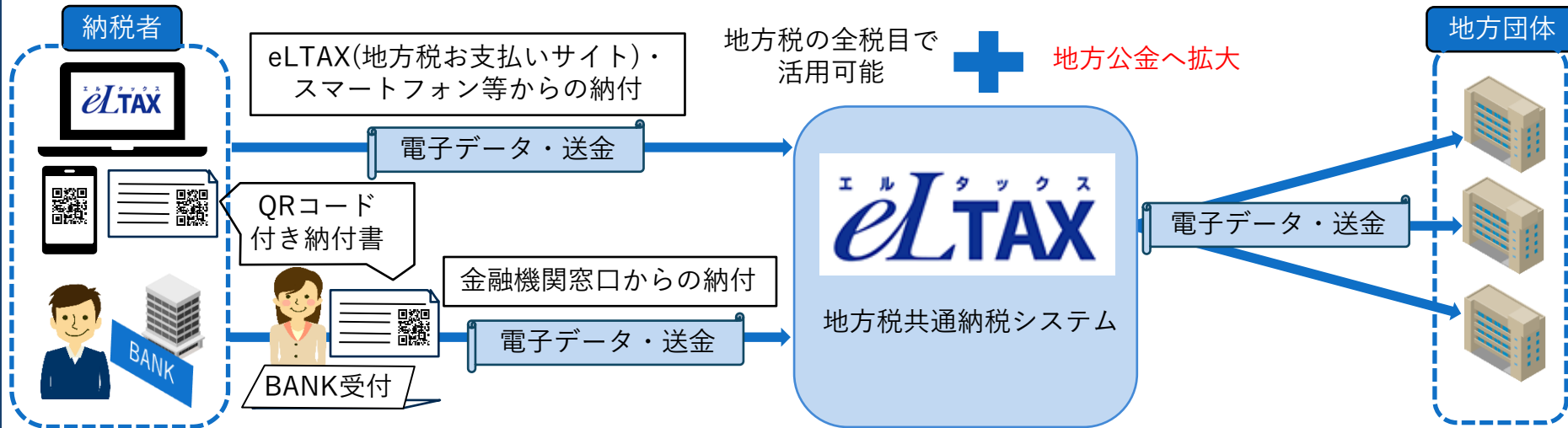
地方公金に係るeLTAX経由での納付

改正のポイント

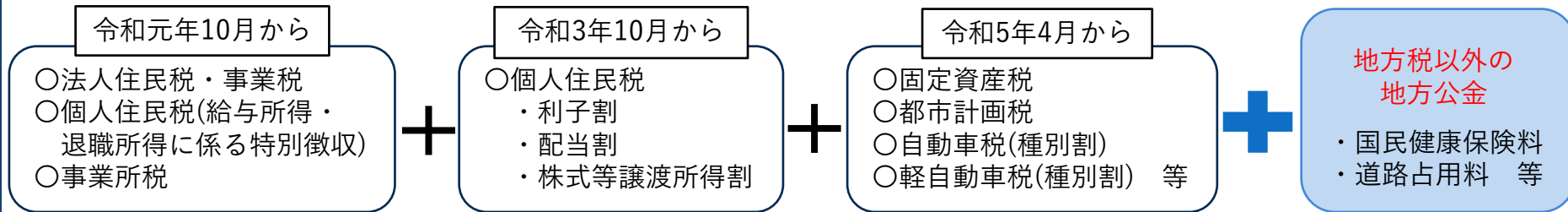
- eLTAXを通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加することとし、地方自治法の改正に併せて、地方税共同機構の業務に公金収納事務を追加する措置が講じられます。
- 追加の対象となる地方公金は、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、道路占用料等となります。

解説

- eLTAXを通じた電子納付のイメージは以下のようになります。



- eLTAXを通じた電子納付の対象税目





7. 地方税



外形標準課税の適用対象法人のあり方(全体像)

改正のポイント

- 外形標準課税の適用対象法人の範囲が拡大されます。
- 本改正では、安定的な税収や税負担の公平性の確保の観点から、企業の事業活動の実態を踏まえ、
①減資への対応 ②100%子法人等への対応 の二方面から制度の見直しが図られます。

解説

【改正前】	【改正後】
事業年度末日の資本金又は出資金(以下、単に資本金といいますが)の額が1億円を超える法人	事業年度末日の 資本金が1億円を超える法人
	① 減資への対応 ・当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、 資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人
	② 100%子法人等への対応 ・ 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人 (注1)又は相互会社・外国相互会社(以下「特定法人」といいます)の 100%子法人等 (注2)のうち、当該事業年度末日の資本金が1億円以下で、 資本金と資本剰余金の合計額 (公布日以後に、当該100%子法人等が100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合においては、当該配当に相当する額を加算した金額) が2億円を超える法人
	注1 当該法人が非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合を除きます。 注2 特定法人との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人及び100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人をいいます。

実務上の留意点

- ①「駆け込み」減資への対策として経過措置が設けられます。
- ②中堅・中小企業のM&Aに係る配慮措置、激変緩和措置が設けられます。

適用時期

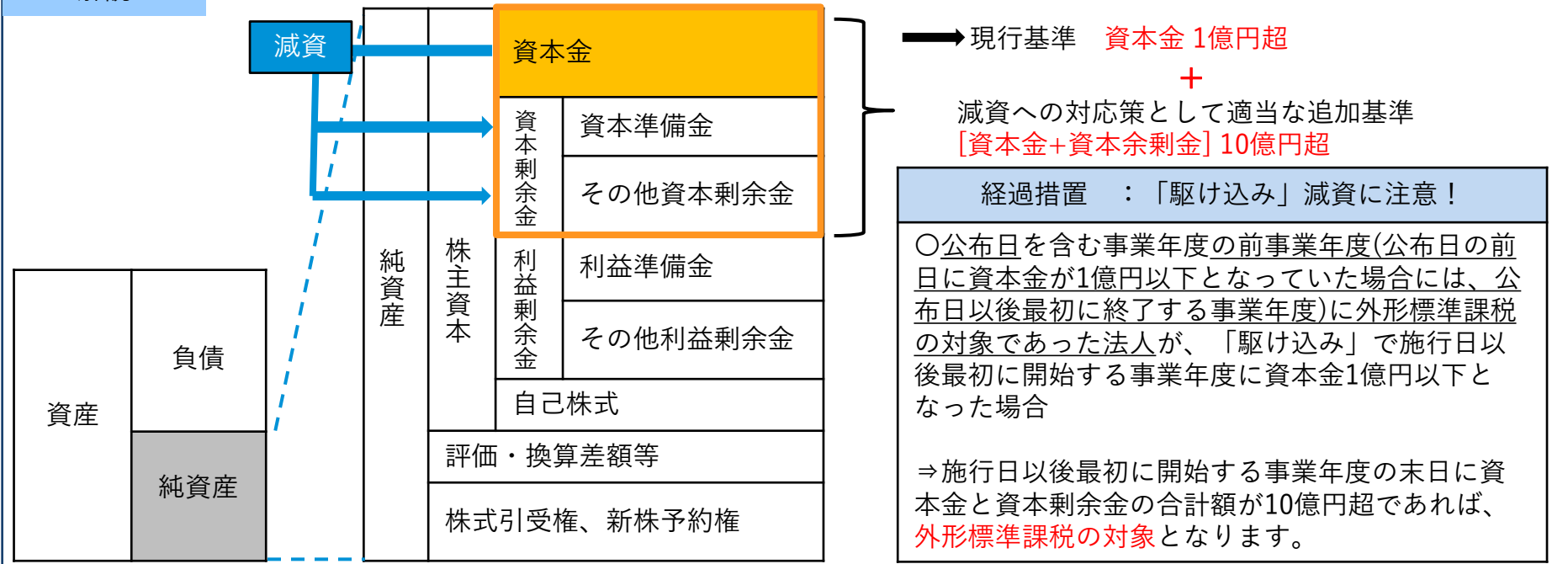
- ①令和7年4月1日以後開始する事業年度より適用となります。
- ②令和8年4月1日以後開始する事業年度より適用となります。

外形標準課税の適用対象法人のあり方(①減資への対応)

改正のポイント

- 改正前に外形標準課税の「対象外」である法人については、現行基準に該当しない限り、引き続き「対象外」です。
- 改正後に新設される法人については、現行基準に該当しない限り、外形標準課税の「対象外」です。

解説



適用時期

令和7年4月1日以後開始する事業年度より適用となります。

外形標準課税の適用対象法人のあり方(②100%子法人等への対応)

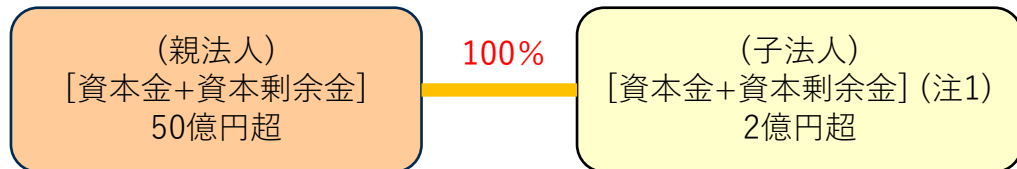
改正のポイント

- 中堅・中小企業のM&Aに係る配慮措置として、産業競争力強化法の改正を前提に、同法の特別事業再編計画(仮称)に基づいて行われるM&Aにより100%子会社となった法人については5年間「対象外」となります。
- ②の改正により新たに外形標準課税の対象となる法人については、激変緩和措置が設けられます。

解説

- 100%子法人への対応策として適当な追加基準

[資本金+資本剰余金]が50億円を上回る法人の100%子法人等は、資本金が1億円以下であっても、[資本金+資本剰余金]が2億円を超えるものについては、外形標準課税の対象となります。



(注1)公布日以後に、当該子法人が親法人に対して資本剰余金から配当を行った場合、当該配当に相当する額を加算した金額となります。

- 激変緩和措置：②の改正により新たに対象となる法人は従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額について、下記の通り軽減されます。
 - 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 ⇒ 当該超える額の2/3を軽減
 - 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度 ⇒ 当該超える額の1/3を軽減

中堅・中小企業のM&Aに係る配慮措置

○産業競争力強化法の改正を前提に、同法の特別事業再編計画(仮称)に基づいて行われるM&Aにより100%子会社となった法人

⇒買収の日の属する事業年度からその買収の日以後5年を経過する日の属する事業年度までの各事業年度において、**外形標準課税の対象外**となります。

適用時期

令和8年4月1日以後開始する事業年度より適用となります。

法人事業税付加価値割における賃上げの整備環境

改正のポイント

- 給与等の支給額が増加した場合の付加価値額からの控除制度について適用期限が3年延長されます。
- 中小企業者等については適用要件が下記の通り見直しされます。

解説

① 適用期限の3年延長

	【改正前】	【改正後】
適用要件	継続雇用の給与総額：対前年度増加率3%以上(注1)	継続雇用の給与総額：対前年度増加率 3% 以上(注1)
税額控除額	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額

② 中小企業者等について適用要件の見直し

	【改正前】	【改正後】
適用要件	継続雇用の給与総額：対前年度増加率3%以上(注1)	中小企業者等において 雇用者 全体 の給与総額：対前年度増加率 1.5% 以上
税額控除額	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額

(注1) マルチステークホルダー方針に係る要件は法人税と同様

適用時期

- ① 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度より適用となります。
- ② 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度より適用となります。

土地に係る固定資産税等の負担調整措置

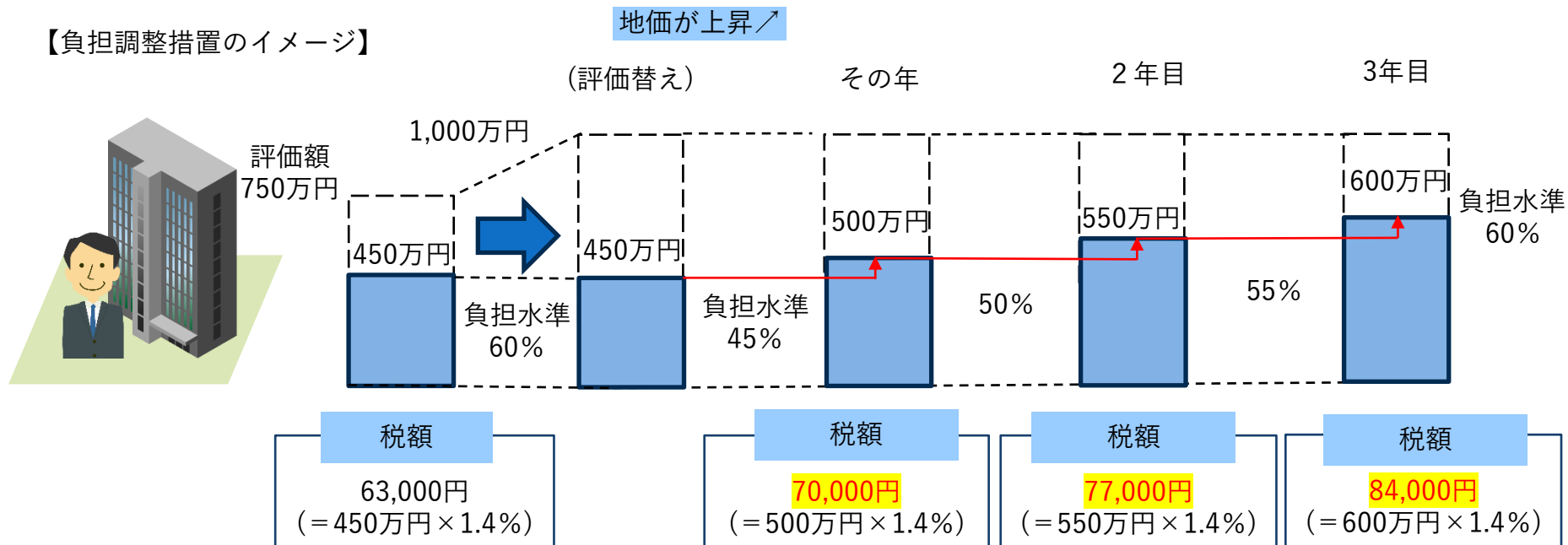
改正のポイント

- 土地に係る固定資産税等の負担調整措置の適用期限が3年間延長されます。
- 商業地等に係る据置特例を含め、負担調整措置のあり方については、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討が行われます。

解説

- 段階的に負担水準の均衡化を進めるため、令和6年度から令和8年度までの間、土地に係る固定資産税の負担調整措置を継続します。

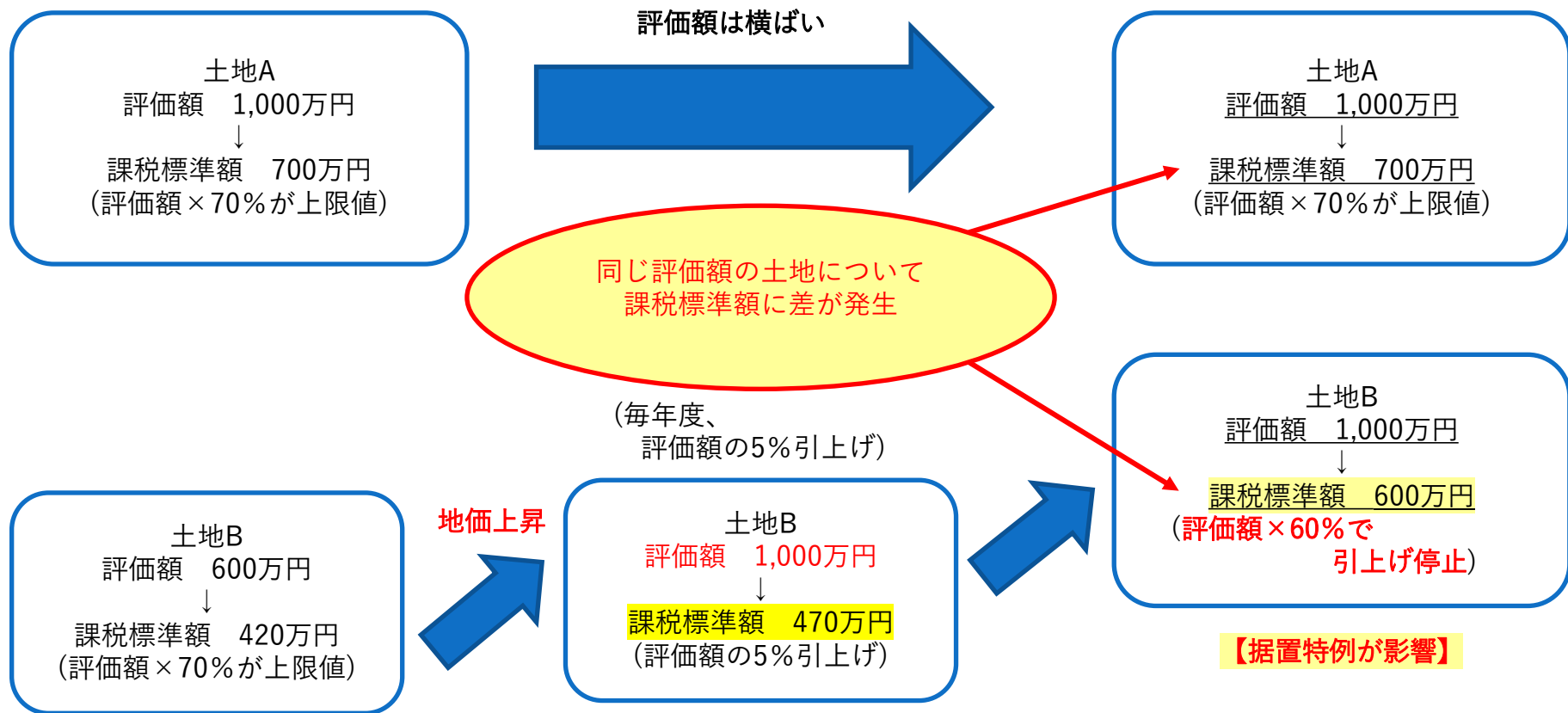
【負担調整措置のイメージ】



土地に係る固定資産税等の負担調整措置

解説

- 据置特例により生じる負担水準の不均衡が解消されないという課題の存在も踏まえ、固定資産税の負担調整措置のあり方について引き続き検討が行われます。



新築住宅及び新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置の延長

改正のポイント

- 住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、耐久性に優れた良質な住宅の普及を促進するため、新築住宅及び認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置が2年間延長されます。

解説

- 新築住宅に係る固定資産税は新築した年の翌年から3年間(マンション等の場合は5年間)は1/2に減額されます。
- 認定長期優良住宅の固定資産税は新築した年の翌年から5年間(マンション等の場合は7年間)は1/2に減額されます。

	新築住宅	認定長期優良住宅
戸建て	固定資産税の1/2減額(3年間)	固定資産税の1/2減額(5年間)
マンション等	固定資産税の1/2減額(5年間)	固定資産税の1/2減額(7年間)

- 本年度の税制改正においては、上記の適用期間が2年間延長されます。

	【改正前】	【改正後】
適用期限	令和6年3月31日まで	令和8年3月31日まで

実務上の留意点

床面積が50㎡以上280㎡以下である場合に適用されます。
居住部分で1戸あたり120㎡相当分までを限度とした固定資産税額の1/2が減額されます。
長期優良住宅認定通知書の写しを添付して市区町村に申告する必要があります。

耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の延長

改正のポイント

- 既存住宅の耐震化・バリアフリー化・省エネ化を進め、住宅ストックを形成するために、住宅リフォーム(耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修)を行った住宅に係る固定資産税の減額措置が2年間延長されることとなります。

解説

- 耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修工事を行った翌年の固定資産税の一定割合が減額されます。

	減額割合
耐震改修	工事完了翌年度の固定資産税の1/2減額
バリアフリー改修	工事完了翌年度の固定資産税の1/3減額
省エネ改修	工事完了翌年度の固定資産税の1/3減額

- 本年度の税制改正においては、上記の適用期間を2年延長となります。

	【改正前】	【改正後】
適用期限	令和6年3月31日まで	令和8年3月31日まで

実務上の留意点 提出しなければならない書類が各自治体により異なる点に留意する必要があります。

宅地評価土地及び新築認定長期優良住宅の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の延長

改正のポイント

- 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の特例措置が3年間延長されることとなります。
- 新築認定長期優良住宅に係る不動産取得税の特例措置が2年間延長されることとなります。

解説

- 宅地及び宅地評価された土地を取得した場合、不動産取得税の課税標準は価格の1/2に減額されます。
- 新築の認定長期優良住宅について、課税標準からの控除額が一般住宅特例より増額されます。

	特例措置の内容
①宅地評価土地	不動産取得税の課税標準が価格の1/2に減額
②新築の認定長期優良住宅	不動産取得税の課税標準からの控除額が1,300万円に増額(一般住宅は1,200万円)

- 本年度の税制改正においては、上記の①については3年間、上記の②については2年間延長されます。

	【改正前】	【改正後】
①の適用期限	令和6年3月31日まで	令和9年3月31日まで
②の適用期限	令和6年3月31日まで	令和8年3月31日まで

実務上の留意点

②の特例措置を受ける場合、新築住宅の床面積(登記面積)が50㎡以上240㎡以下である必要があります。

住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の延長

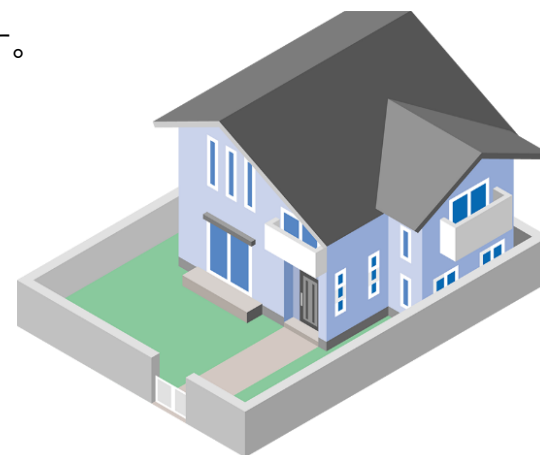
改正のポイント

- 住宅取得の負担軽減による住宅取得・流通の促進を図るため、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置が3年間延長されることとなります。

解説

- 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率(本則4%)が3%に軽減されます。

	本則	特例措置
税率	4%	3%



- 本年度の税制改正においては、上記の適用期間が3年間延長となります。

	【改正前】	【改正後】
適用期限	令和6年3月31日まで	令和9年3月31日まで

ご留意事項

本資料は財務省「令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月14日閣議決定）」、各省庁資料、自由民主党税制調査会資料、日本経済新聞、週刊T&Amaster、週刊税務通信、国税庁公表「マンションに係る財産評価基本通達に関する有識者会議について」及び「居住用の区分所有財産の評価について（2023年9月28日・法令解釈通達）」、その他の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

(この資料に関するお問い合わせ先)

辻・本郷 税理士法人

東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライタワー28階

TEL：03-5323-3301（代表）

URL: <http://www.ht-tax.or.jp>